

熊本市犯罪のない安全安心 まちづくり推進計画

熊本市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的と位置づけ	1
2 計画の目指す姿	2
3 計画の期間	2

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 これまでの主な取組状況と課題	3
(1)これまでの取組	3
(2)現状と課題	4

第3章 基本理念と基本方針および成果指標

1 基本理念	20
2 基本方針	20
3 成果指標	20

第4章 施策の展開

1 施策体系	21
2 基本施策	22

第1節 犯罪の起きにくいまちづくり【防犯】

基本施策1 市民の身近な場所及び繁華街等における防犯活動の推進	22
基本施策2 市民自らが行う犯罪の機会を与えない環境づくり	26
基本施策3 高齢者・子ども・女性等への犯罪抑止	28

第2節 だれも孤立させないまちづくり【再犯防止】

基本施策1 社会を明るくする運動の推進	33
基本施策2 社会復帰への立ち直り支援	36
基本施策3 立ち直りを支える更生保護ボランティアの活動支援	39

第3節 必要な支援を受けられるまちづくり【犯罪被害者等支援】

基本施策1 相談・支援体制の充実	42
基本施策2 市民・事業者等への理解促進	44
基本施策3 犯罪被害者等や支援団体等へのサポート	46

第4節 3分野が連携した取組【横断的取組】

国・県・関係団体等との相互連携強化	49
-------------------	----

第5章 計画の推進体制

1 推進体制	50
2 進捗管理	50

付属資料	51
------	----

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的と位置づけ

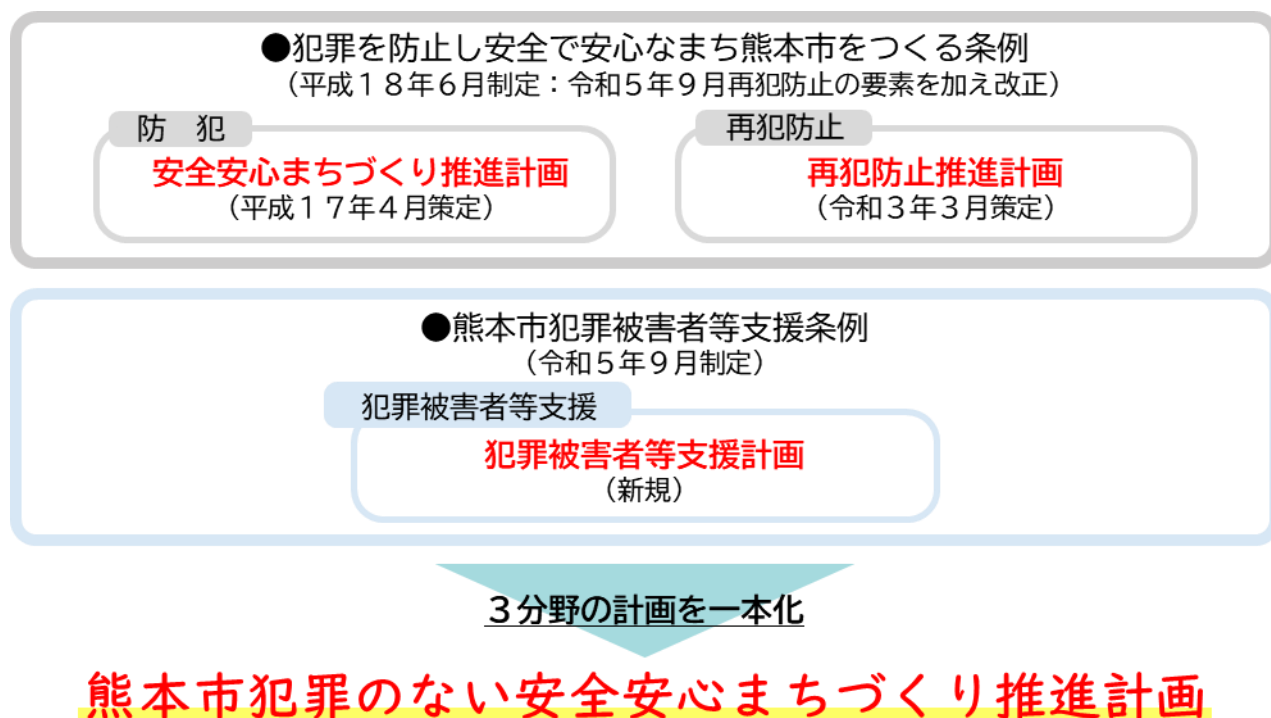
熊本市では、「熊本市安全安心まちづくり推進計画(平成17年度(2005年度)策定)」及び「熊本市再犯防止推進計画(令和3年度(2021年度)策定)」に基づき、防犯協会等の関係団体等と連携した防犯活動や繁華街での巡回、犯罪をした人たちの社会復帰への立ち直り支援、犯罪被害者等支援の理解促進に向けた広報啓発などを行い、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

また、令和6年(2024年)4月から新たに策定した「熊本市第8次総合計画」に基づいた「上質な生活都市」を実現するには、「だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり」を進めることとしております。

そのためには、地域コミュニティの充実が必要不可欠であり、多様な主体が安全で安心なまちづくりに向けて協働で取り組むことにより、地域のコミュニティ力が高まり、顔の見える関係性が構築され治安の向上につながります。

この計画は、本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(令和5年度(2023年度)改正)」及び「熊本市犯罪被害者等支援条例(令和5年度(2023年度)制定)」に基づき、関連性の深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とし、安全安心まちづくりに関する施策及び犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

■ 計画イメージ



2 計画の目指す姿

「犯罪のない社会」

「だれも取り残さない 安全で安心して暮らせるまち」

熊本市における犯罪の防止及び再犯の防止を図り、犯罪により被害を受けた場合も再び平穏な生活を営むことができるよう途切れない支援につなげることにより、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」を目指します。

3 計画の期間

令和7年度(2025年度) ～ 令和13年度(2031年度)

※この計画の期間は、熊本市第8次総合計画(以下「総合計画」という。)の年度とします。なお、総合計画の中間見直しに合わせ、本計画も見直しを行います。

第 2 章

本市における犯罪の現状と課題

1 これまでの主な取組状況と課題

(1)これまでの取組

防 犯

本市では、犯罪のない安全で安心なまちの実現を目指し、平成17年(2005年)に「熊本市安全安心まちづくり基本方針推進計画」を策定し、翌平成18年(2006年)には「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」を施行しました。これらの計画と条例に基づき、市公式LINEによる広報啓発や青色回転灯装備車¹による防犯活動等、様々な取組を県警、関係団体等と連携しながら実施することで、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

また、平成31年(2019年)には、心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為²等の禁止に関する条例」を施行、巡回指導員を配置し、注意指導を行っています。

再犯防止

本市では、再犯の防止等に関する基本理念・推進施策等を定めた「熊本市再犯防止推進計画」を令和3年(2021年)3月に策定しました。また、令和5年(2023年)9月に再犯防止の強化を図るため、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」(平成18年(2006年)6月制定)に、「再犯防止」に関して新たに規定する改正を行いました。

犯罪や非行をした人たちの人権を尊重し、社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を果たすことにより再犯を防止する取組として、就労・住居の確保などの社会復帰への立ち直り支援、市政だよりなどの媒体を使用した市民や事業者等への広報啓発や、更生保護³に取組んでおられる保護司や協力雇用主などへの活動支援等を行っています。

犯罪被害者等支援

本市では、令和5年(2023年)9月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

この条例に基づき、犯罪被害者等⁴が一日も早く平穏な生活を送ることができるよう、総合相談窓口の設置による相談・支援体制の整備、犯罪被害者週間におけるパネル展などによる市民事業者等への広報啓発、くまもと被害者支援センター⁵等の支援団体への活動支援といった活動に取り組んでいます。

(2)現状と課題

ア 防 犯

(ア) 刑法犯認知件数⁶について

現 状

本市の犯罪率⁷を他の政令指定都市と比較すると、令和4年(2022年)は20都市中最も低くなっています(表1)。熊本市内の令和5年(2023年)の刑法犯⁸罪の認知件数は3,238件であり、過去最少となった令和4年(2022年)と比較すると、件数として655件、率にして25.4%増加しました。これは、令和元年(2019年)のコロナ禍以前の件数に近い水準で、令和5年(2023年)5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、人の移動が活発になったことが影響しているものと考えられます。(図1)地域別では、繁華街・歓楽街が所在する中央区が特に高くなっており、令和5年(2023年)はコロナ禍以前の件数に近い水準で、前年に比べて約40%増加しています。(表2)

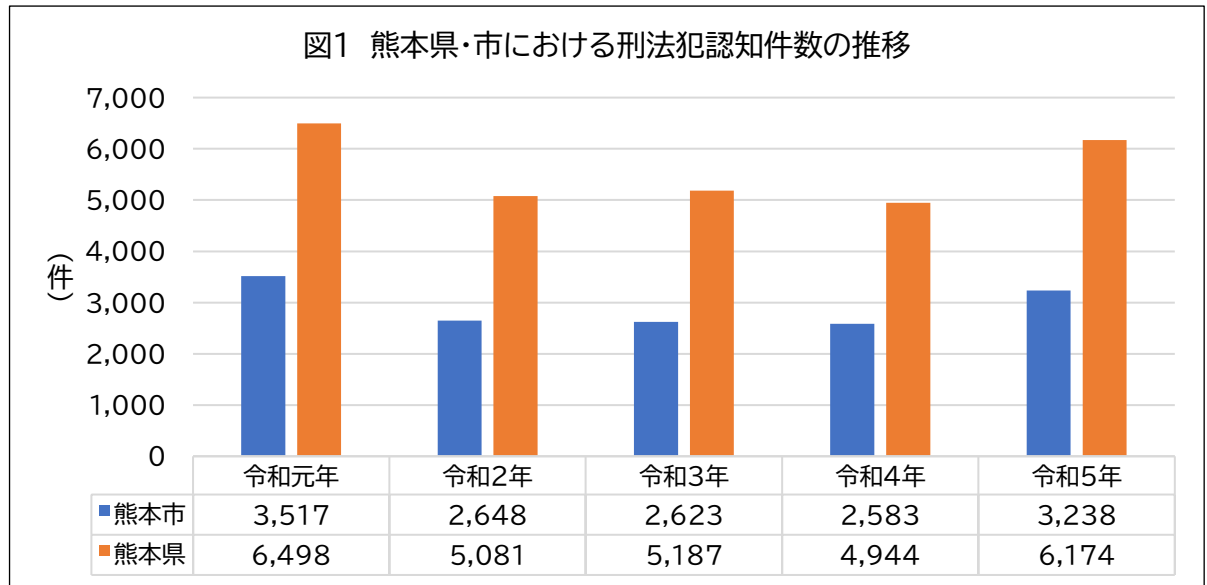
課 題

令和4年(2022年)の本市の犯罪率は政令指定都市で最も低いものの、刑法犯認知件数は近年増加傾向にあり、コロナ禍以前の水準に戻りつつあります。令和5年(2023年)5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、人流が活性化、経済活動も正常化するなか、犯罪予防策の強化が必要です。また、繁華街においては、不特定多数の人が行き交うため、犯罪が起こりやすいとされています。そのため、地域における自主的な防犯対策・防犯環境づくりの取組を一層促進し、地域社会と連携しながら、繁華街における犯罪の発生防止対策を強化していく必要があります。

表1 政令指定都市における人口千人当たりの刑法犯認知件数比較(上位10都市)

順位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1	横浜市(4.7)	横浜市(4.3)	熊本市(3.3)	横浜市(3.5)	熊本市(3.7)
2	川崎市(5.0)	川崎市(4.3)	横浜市(3.6)	熊本市(3.7)	川崎市(3.8)
3	浜松市(5.3)	浜松市(4.5)	川崎市(4.1)	川崎市(3.7)	横浜市(3.8)
4	静岡市(5.8)	熊本市(5.0)	浜松市(4.2)	相模原市(3.9)	静岡市(4.1)
5	相模原市(5.9)	相模原市(5.5)	相模原市(4.5)	静岡市(4.2)	浜松市(4.2)
6	熊本市(6.0)	静岡市(5.7)	札幌市(4.7)	新潟市(4.3)	新潟市(4.3)
7	広島市(6.2)	札幌市(5.9)	新潟市(4.7)	浜松市(4.4)	相模原市(4.4)
8	札幌市(6.3)	新潟市(6.3)	静岡市(4.7)	札幌市(4.6)	仙台市(4.8)
9	新潟市(6.3)	岡山市(6.4)	仙台市(5.1)	仙台市(4.8)	京都市(4.9)
10	岡山市(6.3)	広島市(6.5)	広島市(5.2)	京都市(4.8)	札幌市(5.2)

資料:横浜市「大都市比較統計年表」付表2より



資料：熊本県警察提供

表2 各区における刑法犯認知件数比較

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中央区	1,613	1,159	1,038	1,007	1,410
東区	730	576	559	567	672
西区	367	289	351	326	373
南区	445	352	349	327	429
北区	362	272	326	356	354

資料：熊本県警察提供

(イ) 罪種別刑法犯認知件数について

現 状

令和5年(2023年)の刑法犯認知件数の種別内訳をみると、最も多かったのは「自転車盗」「万引き」などの身近で起きる「窃盗犯」で、全体の68.6%を占めています。(表3)手口別で見ると、自転車盗が最も多く38.1%となっています。(図2)自転車の盗難被害のうち、77.7%は無施錠でした。熊本県内における、こどもや女性に対するわいせつ・声掛け事案届出件数は、コロナ禍であった令和4年(2022年)までは減少傾向が見られましたが、令和5年(2023年)は再び増加に転じています。(表4)

課 題

刑法犯認知件数の種別で最も多い窃盗犯の中でも、自転車盗が多発している現状は、防犯意識の希薄さと深く関連しています。防犯意識を高めることは、刑法犯認知件数の減少にもつながることから、防犯教育や啓発活動を強化する必要があります。こどもや女性に対するわいせつ・声掛け事案においては、毎年県内で約1,000件発生しているため、教育機関や地域社会は、犯罪防止のための啓発や情報提供、地域におけるパトロール活動や防犯環境づくりの取組を推進し、市民が安全に過ごせる環境を整える必要があります。

表3 罪種別刑法犯認知件数の推移

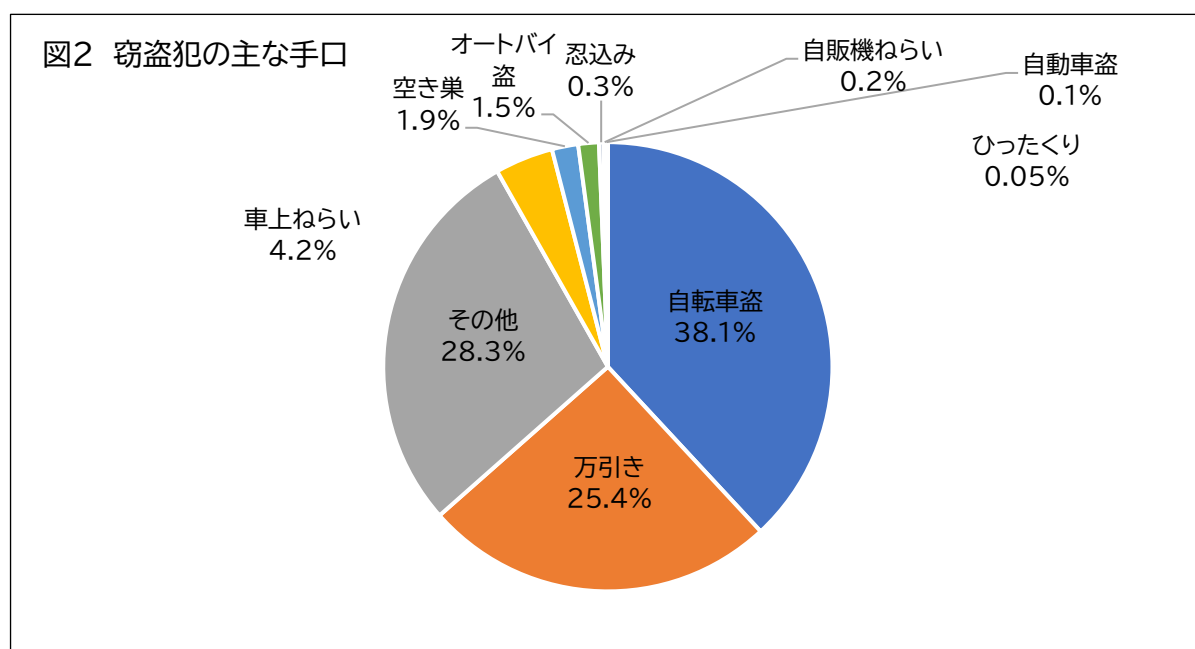
種別※	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
凶悪犯	22	25	23	23	37
粗暴犯	340	284	294	253	338
窃盗犯	2,554	1,774	1,794	1,847	2,221
知能犯	121	105	105	127	206
風俗犯	43	30	51	31	62
その他	437	430	356	302	374
計	3,517	2,648	2,623	2,583	3,238

資料：熊本県警察提供

※罪種の説明

「凶悪犯」殺人、強盗、放火、不同意性交等
「窃盗犯」空き巣、忍込み、乗り物盗等
「風俗犯」不同意わいせつ、性的姿態撮影等

「粗暴犯」暴行、傷害、脅迫、恐喝
「知能犯」詐欺、横領、通貨偽造等
「その他」上記以外の刑法犯



資料：熊本県警察提供

表4 熊本県内のこどもや女性に対するわいせつ・声掛け事案届出件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
熊本県	1,113	1,110	1,050	961	975

資料：熊本県警察提供

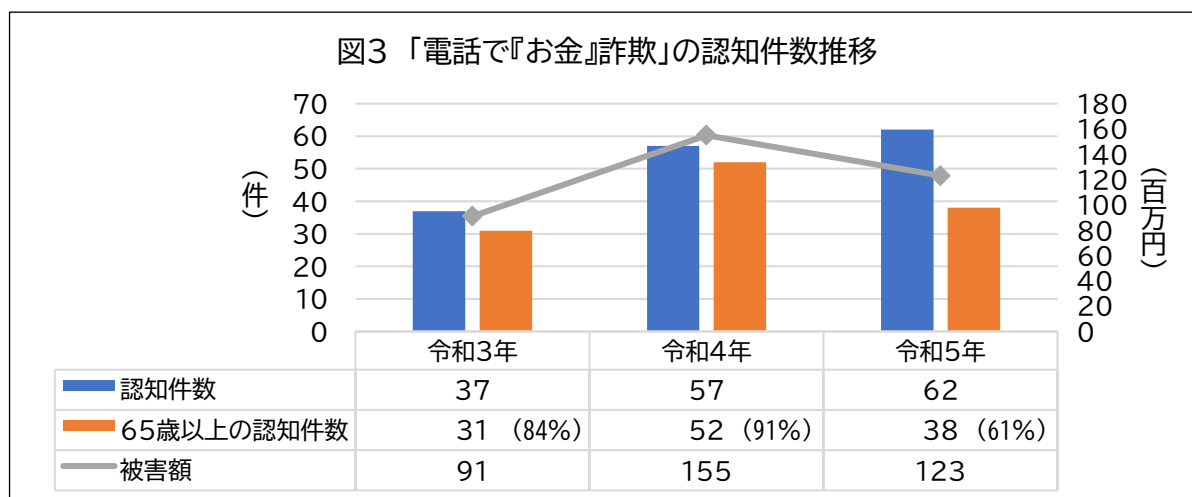
(ウ) 「電話で『お金』詐欺」⁹及び「SNS型投資・ロマンス詐欺」の被害について

現 状

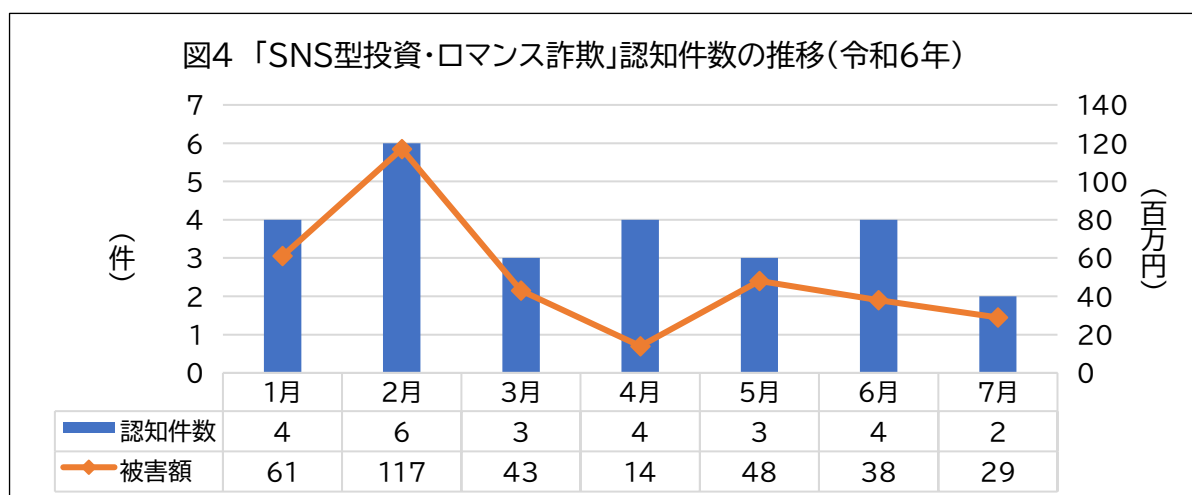
「電話で『お金』詐欺」の認知件数は、令和4年(2022年)から令和5年(2023年)にかけて、被害額は減少しましたが、件数は5件(8.8%増)増加しています。また、65歳以上の高齢者が占める割合が、84%(R3)、91%(R4)、61%(R5)と非常に高くなっています。(図3)近年では、投資すれば利益が得られると信じ込ませたり、恋愛感情や親近感を抱かせながら投資に誘導するなどして、SNSを使って投資金名目等で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しています。(図4)

課 題

「電話で『お金』詐欺」の被害、特に65歳以上の高齢者が占める割合が高い背景には、情報リテラシー¹⁰の低下や、詐欺手法の巧妙化が影響していると考えられます。そのため、高齢者向けの啓発活動を強化し、詐欺の手口を周知することが必要です。更には、SNSの普及により、犯人は容易にターゲットに接触でき、信頼関係を築くことが可能となり、被害者は投資の魅力や恋愛感情に引き込まれ、結果的に大きな金銭的損失を被っています。詐欺に対する危機意識を高めるため、SNS利用者への啓発活動の強化が必要です。



資料：熊本県警察提供



資料：熊本県警察提供

(I) 飲酒運転の被害について

現 状

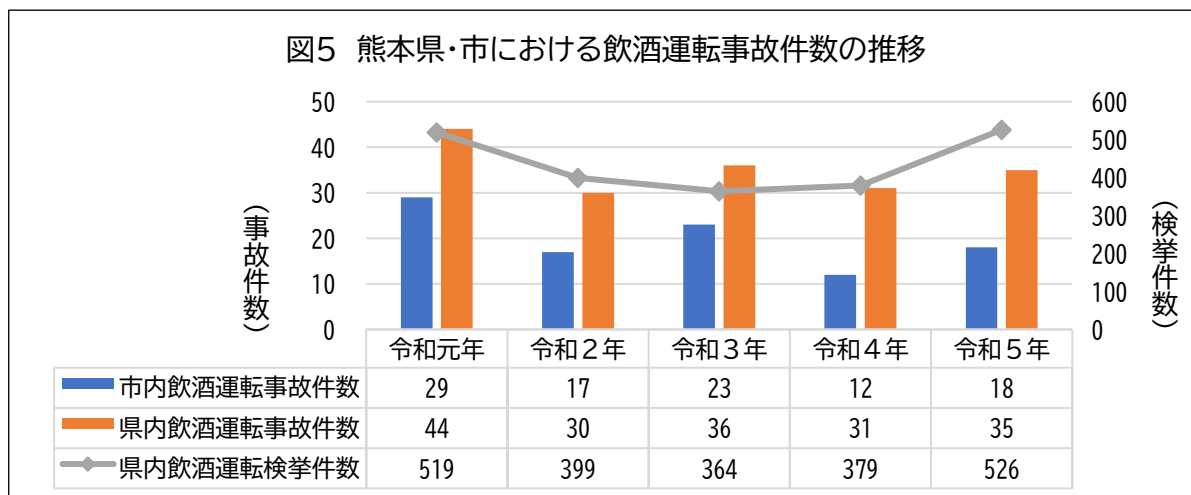
県内の交通事故件数は、平成16年(2004年)の13,167件をピークに令和5年(2023年)は3,312件と大幅に減少しているものの、全国では飲酒運転や高速度運転等による事故などが課題となっており、必要な法整備に向けた検討が進められています。

また、熊本県内の飲酒運転による交通事故も減少傾向にあるものの、毎年一定数の飲酒運転が検挙されており、飲酒運転検挙件数は増加傾向にあります。令和5年(2023年)にはコロナ禍以前の令和元年(2019年)を上回っています。(図5)飲酒運転を行う動機は、「休んだから大丈夫」が最も多く、飲酒運転の危険性を軽視する要因となっています。(図6)アルコールの影響は予測できず、判断力や反応速度を著しく低下させます。

課 題

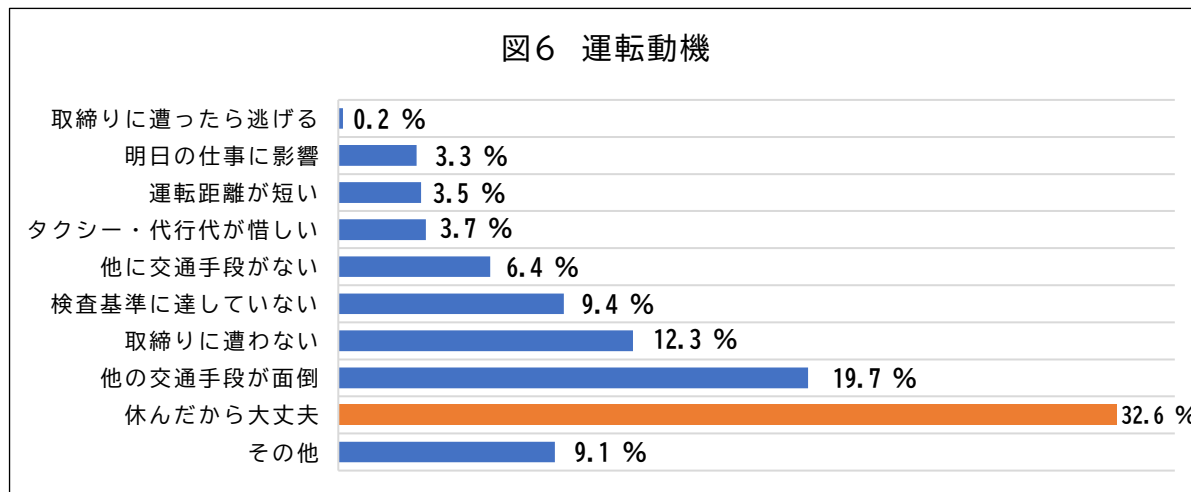
飲酒運転は非常に危険な行為であり、他者の生命を脅かす重大な犯罪であるにもかかわらず、検挙者が今なお後を絶ちません。飲酒運転の撲滅は大きな課題であり、社会全体での意識改革が必要です。また、未来を奪う重大な犯罪の被害者を生まないためにも、継続的に啓発活動を行い、不適切な飲酒による痛ましい事故の防止に努める必要があります。

図5 熊本県・市における飲酒運転事故件数の推移



資料：熊本県警察提供

図6 運転動機



資料：熊本県警察提供

イ 再犯防止

(ア) 再犯者¹¹の推移について

現 状

本市の刑法犯検挙人員¹²のうち再犯者数は、コロナ禍前の令和元年(2019年)の 564 人と比較すると令和5年(2023年)は 442 人と減少しているものの、刑法犯検挙人員に占める再犯者数の割合(再犯者率¹³)は、4割を超えています。(図7)

令和5年(2023年)の刑法犯検挙人員は窃盗犯が583人と最も多く、次いで粗暴犯246人となっています。再犯者数も同様の順となっており、再犯者率は、窃盗犯44.4%、粗暴犯43.5%、と合計は全体の8割を超えています。(図8)

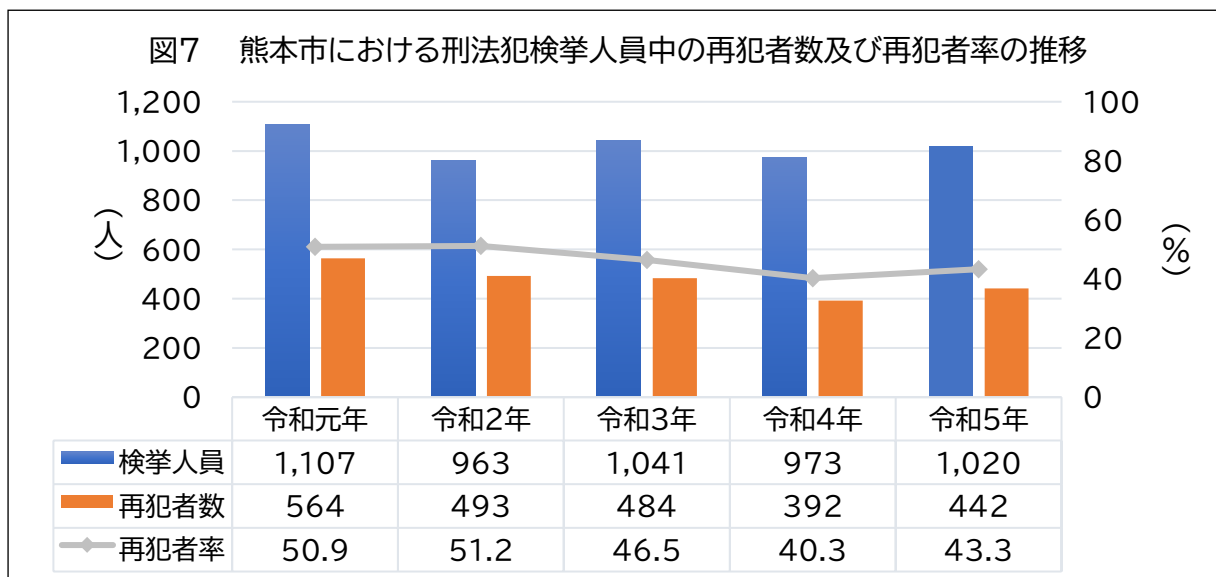
本市における保護観察¹⁴中の再犯者数は、令和4年(2022年)まで20人前後で推移していましたが、令和5年(2023年)には11人に減少しています。(図9)

課 題

犯罪を減らすには、再犯者数を減らすこと(再犯防止対策)が非常に有効です。

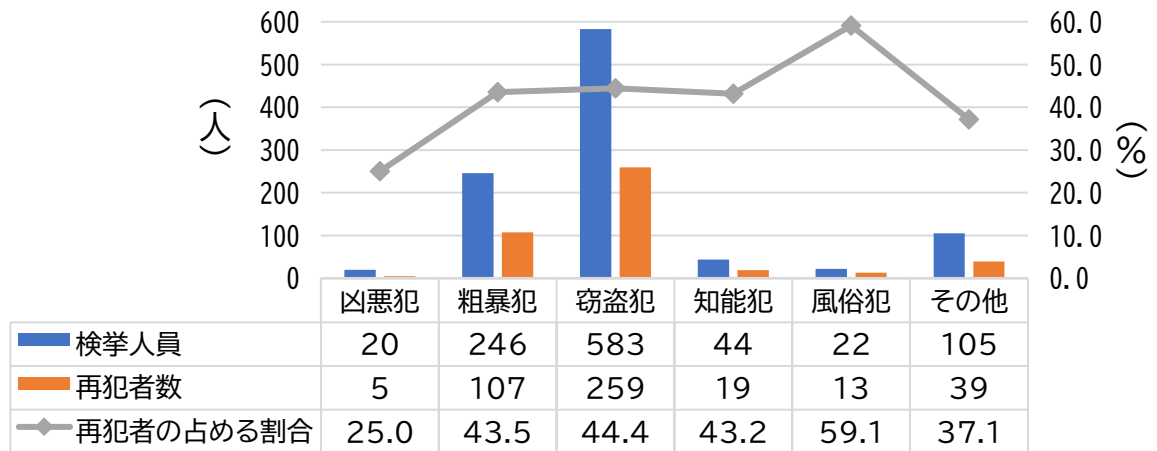
窃盗犯などの身近な犯罪が多いため、防犯活動や見守りパトロールなど犯罪抑止に努め再犯者を減らす必要があります。

また、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れ、多様な背景を持つ人と住民が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、市民の理解を深めるための周知啓発が必要です。



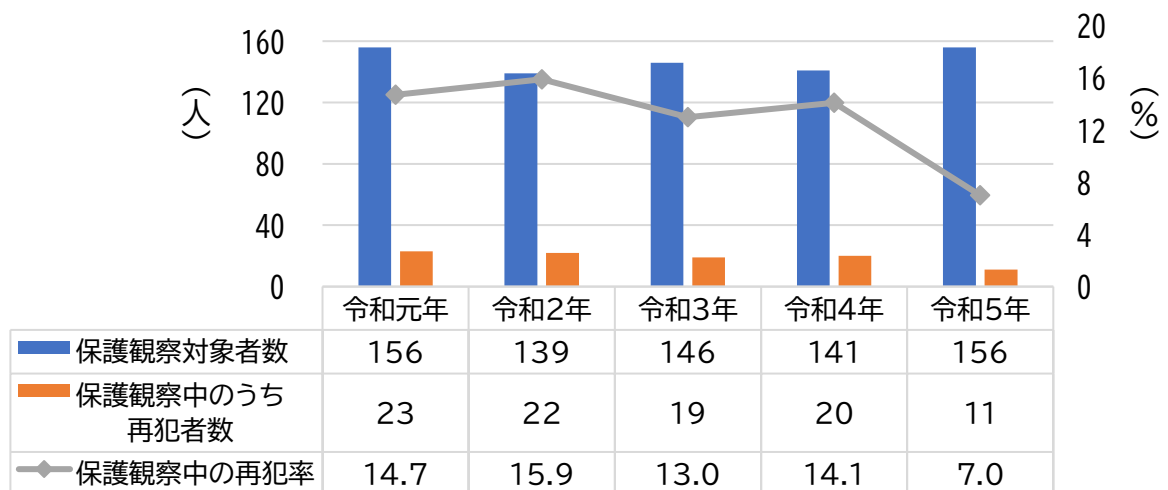
資料：熊本県警察提供

図8 熊本市における令和5年(2023年)
刑法犯検挙人員のうち再犯者の主な罪種



資料：熊本県警察提供

図9 熊本市における保護観察対象者数、再犯者数及び再犯者率の推移



資料：熊本保護観察所提供

(イ) 就労支援等の状況について

現 状

法務省によると犯罪をした人等の中には、安定した就労や住居の確保ができない場合、再び犯罪等に及ぶ人が少なくないと言われています。

犯罪等の背景には様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは難しいですが、再犯防止等に関する法務省の資料として図10、図11のような統計があります。

本市では、平成30年(2018年)11月から国の「地域再犯防止推進モデル事業」を受け「社会復帰応援求人誌『change!』」を発行及び配布し、就労支援を必要とする人からの相談対応や求人事業所とのマッチングや個別面談を行っています。

求人誌は、熊本市内の保護司、九州管内の矯正施設¹⁵、熊本市内へ居住を希望する人が入

所する全国の矯正施設等へ配布しています。モデル事業で取り組んだ「個別面談会」も含め、就職につながった人数は5年間で約5人であり、近年は、コロナ禍の影響等により求人誌への掲載企業が減少し、就職者数も0人となっています。(図12)

また、刑事施設¹⁶からの満期釈放者など刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた者が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等¹⁷からの保護を受けることができない場合等には、保護観察所¹⁸が緊急的に必要な援助や保護の措置を実施する更生緊急保護¹⁹制度があります。申請をした人は、令和元年度(2019年度)107人、令和5年度(2023年度)は125人で微増となっています。(表5)

また、表6は熊本保護観察所が「更生保護施設²⁰」及び「自立準備ホーム²¹」に一時的に居場所を確保した対象者の数で、令和元年度(2019年度)82人、令和5年度(2023年度)は115人と年々増加しています。

課題

国は、令和5年(2023年)3月に策定した「第二次再犯防止推進計画」において、今後取り組んでいく施策のひとつに「地域における包摂を推進するための取組」を掲げています。

その中で国と地方公共団体は、「それぞれの役割を踏まえて、相互連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進する。」とし、「都道府県の役割」を「就労支援や住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的支援」とし、「市区町村の役割」を次のように規定しています。

- a 保健医療・福祉等の各種サービスを必要とする犯罪をした人等、とりわけサービスへのアクセスが困難である人や複合的な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。
- b また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

このような取り組みを適切に行う必要があります。

図10

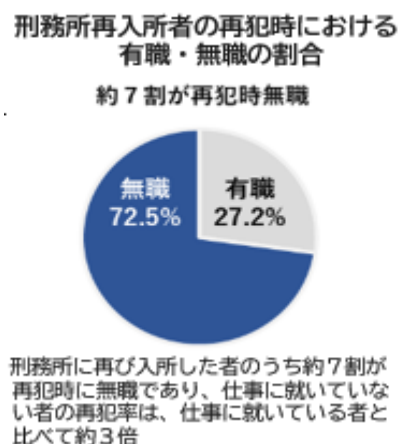
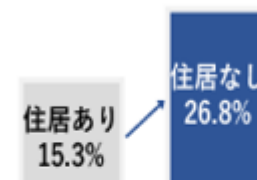


図11

刑務所を出所した者が住居の有無により
2年以内に再入する割合



釈放後に住居が確保されていないまま刑務所を出所した者の2年以内再入率(※1)は、釈放前に適当な住居を確保していた者(※2)に比べて約2倍

※1 ある年の刑事施設出所者のうち、出所後2年以内に新たな罪を犯して刑事施設に再入した者の割合

※2 更生保護施設又は自立準備ホームに入所した仮釈放者

図10・図11 資料:政府広報オンラインより(法務省の資料による)

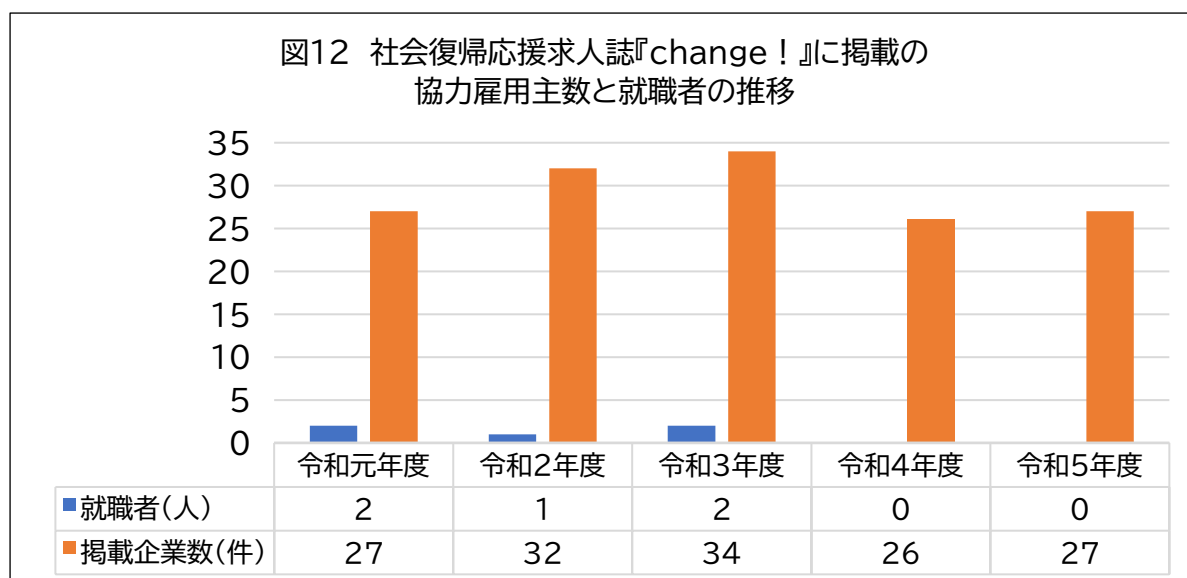


表5 更生緊急保護対象申請者数(熊本市)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生緊急保護対象申請者数(熊本市)	107人	85人	108人	118人	125人

資料:熊本保護観察所提供

表6 一時的に「更生保護施設」等に居場所を確保した対象者数(熊本市)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時的に居場所を確保した対象者の数(熊本市)	82人	70人	91人	98人	115人

資料:熊本保護観察所提供

(ウ) 保護司の充足率と協力雇用主²²の推移について

現 状

保護司は、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動により、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動を行っています。

本市の保護司の定数は320人となっており、令和3年(2021年)までは保護司の充足率は93.4%と増加していましたが、令和5年(2023年)には88.4%に減少しています。(図13)

保護観察対象者は、令和元年度(2019年度)156人から一旦減少したものの、令和5年度(2023年度)は156人で、ほぼ横ばいの状態です。(図14)

協力雇用主は、犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用しようとする民間の事業主です。

本市における協力雇用主の数は、コロナ禍により令和2年度(2020年度)は67社に減少したものの、令和5年度(2023年度)は110社と近年増加傾向にあります。

罪を犯した人等を雇用したことのある協力雇用主は令和4年度(2022年度)は13社に、協力雇用主に雇用された人の数は33人に減少しましたが、令和5年度(2023年度)には14社、

39人と微増となっています。(図15)

なお、令和5年度(2023年度)の協力雇用主の業種は、建設業が最も多く、次いで医療福祉業、その他サービス業の順となっています。(図16)

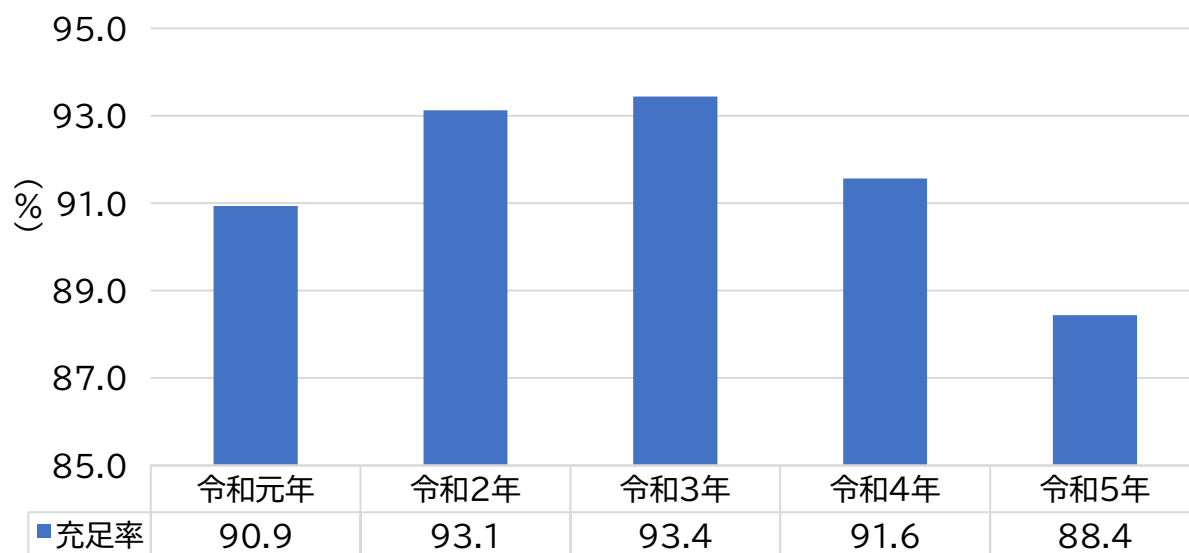
課 題

保護司等の担い手不足解消のため、国においては「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が行われ、令和6年(2024年)10月3日法務大臣への提言がなされました。

本市としては、保護司の役割や活動等について、市民に対し理解を深めてもらうため広報啓発や、担い手確保に関する周知等の強化を引き続き行う必要があります。

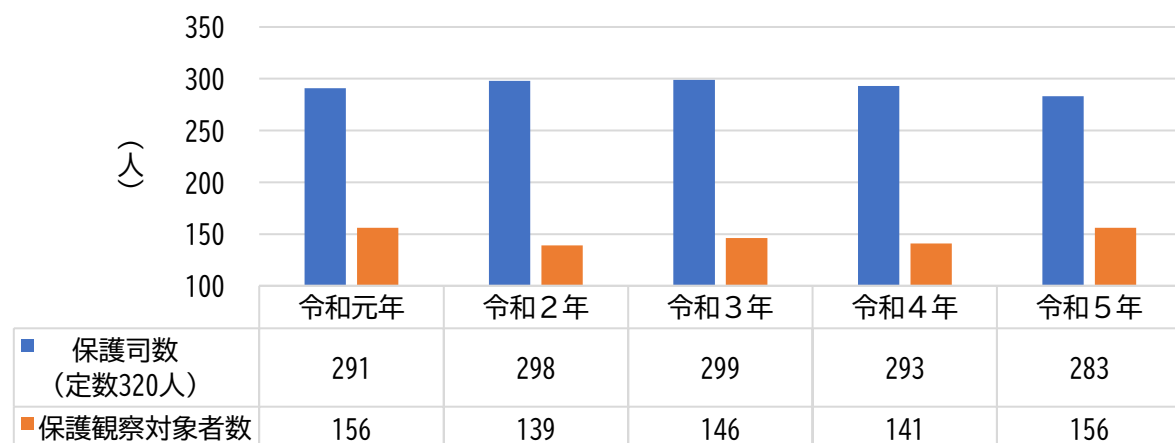
また、就職先を増やすため多様な業種の事業主の方に登録いただけるよう、市政だよりやホームページ等を通じて制度の周知啓発を強化する必要があります。

図13 熊本市における保護司の充足率



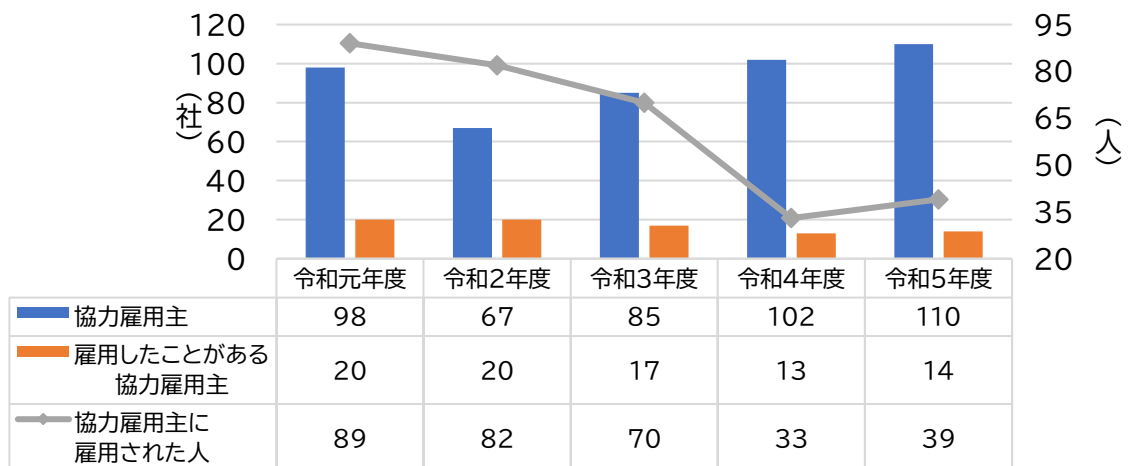
資料：熊本保護観察所提供

図14 熊本市における保護司数と保護観察対象者数との比較



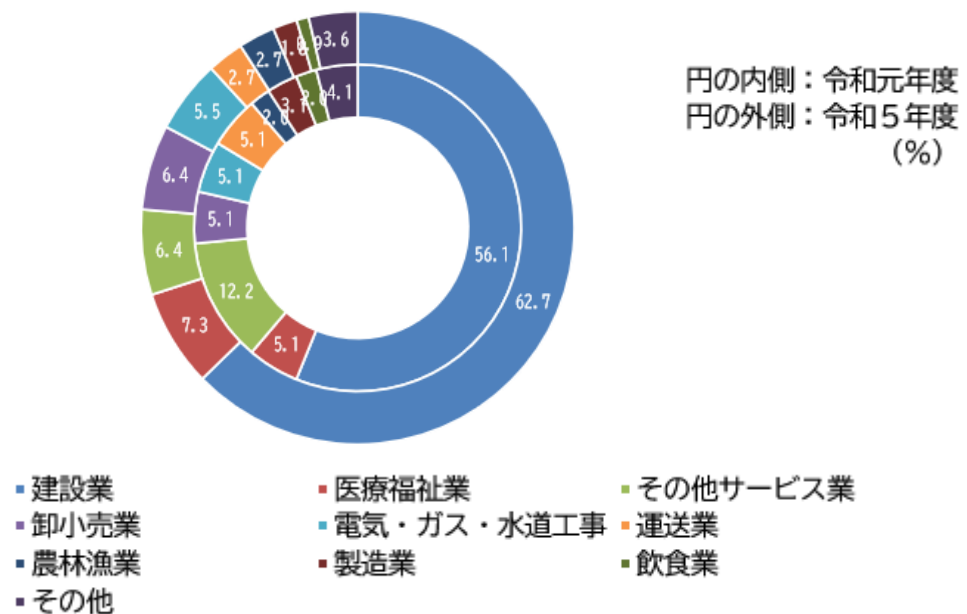
資料：熊本保護観察所提供

図15 熊本市における協力雇用主数等の推移



資料：熊本保護観察所提供

図16 熊本市における協力雇用主の業種



資料：熊本保護観察所提供

(I) “社会を明るくする運動”²³の啓発活動について

現 状

“社会を明るくする運動”（以下「社明運動」という。）熊本市推進大会の参加人数は、増加傾向にあったものの、令和5年度（2023年度）に実施した社明運動熊本市推進大会への参加人数は、「熊本市再犯防止推進計画」の参考指標としている752人を大きく下回る430人でした。

また、令和5年度（2023年度）の社明運動の LINE アンケートによる市民の認知度は26%で、令和4年度（2022年度）の22%と比較すると増加したものの、まだまだ低い状況です。

課 題

社明運動は、市民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会の構築を目指しています。

本市としては、社明運動の推進のための、市民の参加促進や市民に対して理解を深めてもらうための周知啓発や、社会復帰への立ち直り支援、その支援を支える更生保護ボランティアの人々の活動等に対する支援などが必要です。

犯罪をした人等の立ち直りを支援するに際しては、犯罪行為によって傷つけられ、精神的苦痛や不安を強いられている犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の存在を十分に認識し、その心情に配慮するとともに、犯罪被害に遭う人をなくすという視点をもって取り組む必要があります。

ウ 犯罪被害者等支援

(ア) 二次被害²⁴の状況について

現 状

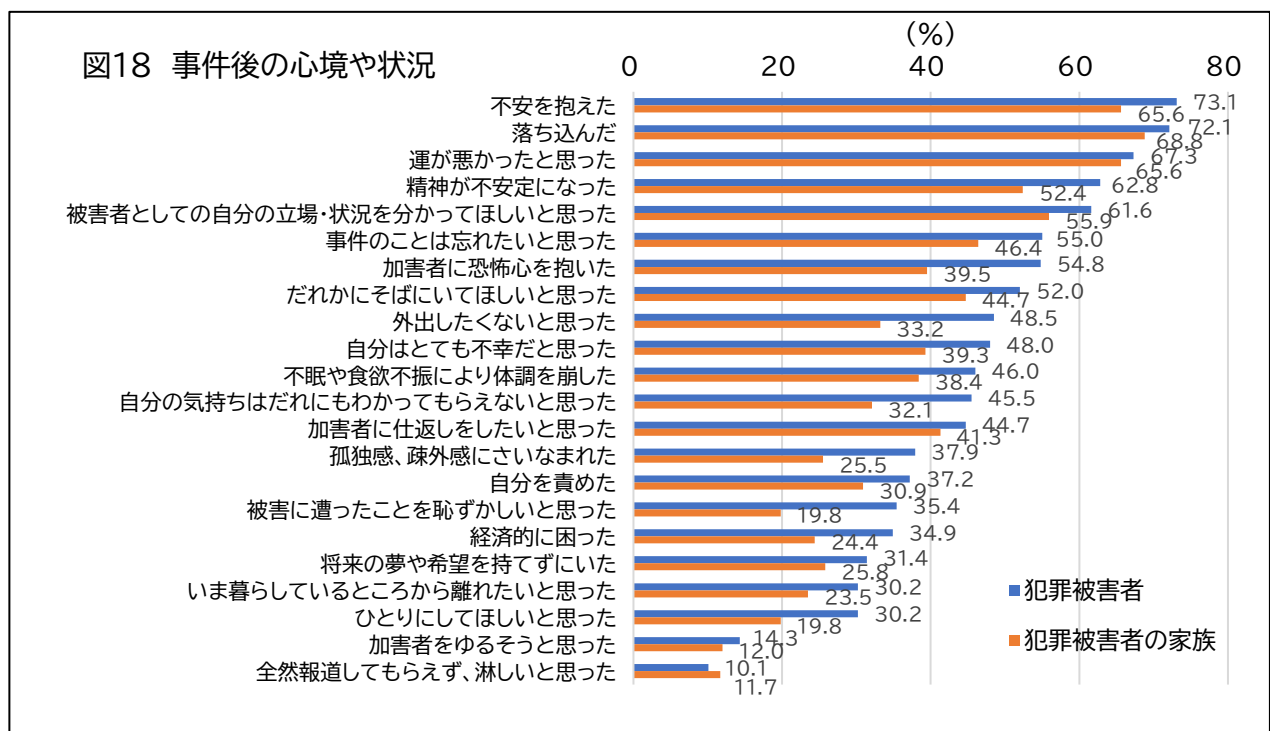
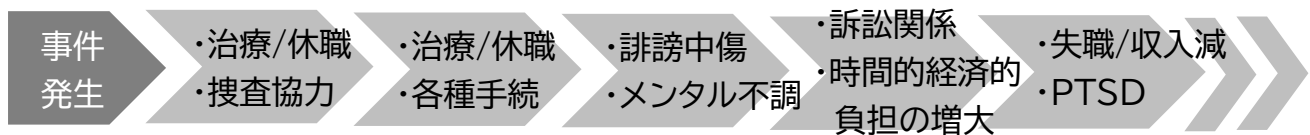
犯罪被害者等の多くは、身体的・精神的に深く傷ついて長期にわたり苦しみます。また、直接的な被害に加え、誹謗中傷等による心身の不調、休職や治療 などによる経済的損失といった、時間経過に伴う二次的な被害にも苦しんでいます。犯罪被害に遭った後の犯罪被害者等の心境や状況に関するアンケートにおいても、大半の方が「不安を抱えた」「落ち込んだ」と回答しており、周囲の反応から孤独感や疎外感に苛まれたと感じる方もおり、二次的な被害が生活の再建を妨げる大きな要因となっています。(図17、18)

課 題

犯罪被害者等に対する支援体制をより充実させることや周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況の更なる理解を促す取組が必要です。

なお、令和6年(2024年)7月18日付け警察庁長官官房長通知「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」では、市区町村は住民にとって最も身近な基礎自治体として、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体と位置付けられており、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携した施策を推進することなどが期待されています。

図17 犯罪被害者等が直面する課題例



資料：内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度(2008年度)「犯罪被害者等に関する国民意識調査」より

(イ) 市民アンケート結果について

現 状

令和6年(2024年)9月に実施した、犯罪被害者等支援に関する市民アンケート(回答者数:570人)の結果では、回答者の年齢構成が、20歳代以下が約6%となっており、30歳代以下でも20%と低い回答率であったほか、本市のSNS(LINE)を使用したアンケートにおいては、メッセージを配信したユーザーのうち、メッセージ内のリンク先(市民アンケートページ)にアクセスした人の割合は3.1%となっています。(図19、表7)

また、相談窓口認知度に関する設問では、回答者(570名)のうち、23%(131名)が知らなかったと回答。また、知っている相談窓口として、県警窓口との回答が1番多く、次いで市役所生活安全課となっています。なお、本市の総合相談窓口(区役所を含む)を「知っている」と答えた方は回答者のうち46.1%です。このような中、本市への相談件数は、令和5年(2023年)9月の熊本市犯罪被害者等支援条例の制定後、微増傾向にあります。(図20、表8)

そして、犯罪被害者等支援の認知に関する設問においては、犯罪被害者等支援という言葉「を知っていた」「知らなかった」と答えた方いずれにおいても、「市のホームページやSNS、市政だより」「テレビやラジオなどメディアによる発信」などの広報をきっかけに、知ることができた(できる)とする意見が多く挙がっています。中でも、若年齢層からの回答においては、や「YouTube」や「Instagram」等のツールによる周知が効果的との回答もありました。

(図21、22)

課 題

市民アンケートの結果から、犯罪被害者等支援に対する市民の関心度を高める取組を行う必要があります。また、実際に犯罪被害に遭った場合の、相談窓口や支援策等の認知の有無は、犯罪被害者等の生活再建に大きく関わることから、市政だよりやホームページを活用した広報活動を継続するほか、若年齢層が日常的に利用する情報収集媒体(「YouTube」や「Instagram」等)を用いた効果的な周知を行うことが求められます。

図19 回答者の年代

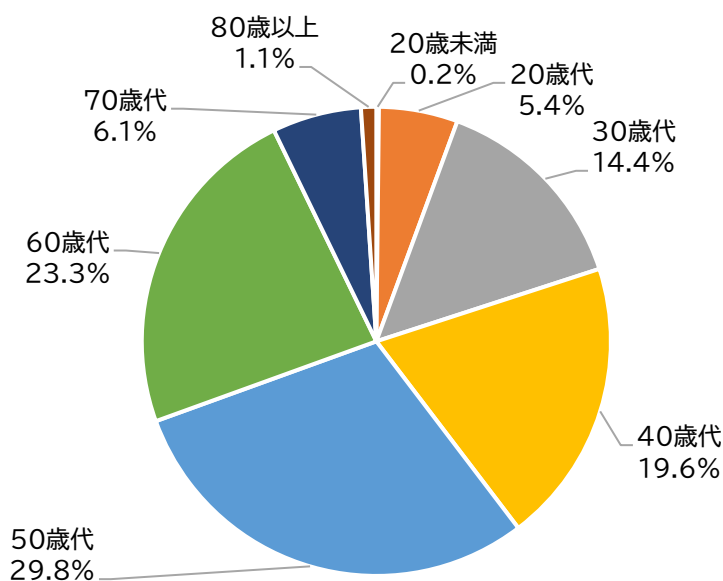


表7 SNS(LINE)によるアンケートアクセス状況

配 信 数	21,416		
開 封 数	7,373	開 封 率	34.4%
クリック数	671	クリック率	3.1%

※配信数…配信グループに「くらしの安全」が設定されている数

※開封数…配信数のうち、メッセージが開封された数

※クリック数…配信数のうち、メッセージ内のリンク先にアクセスした数

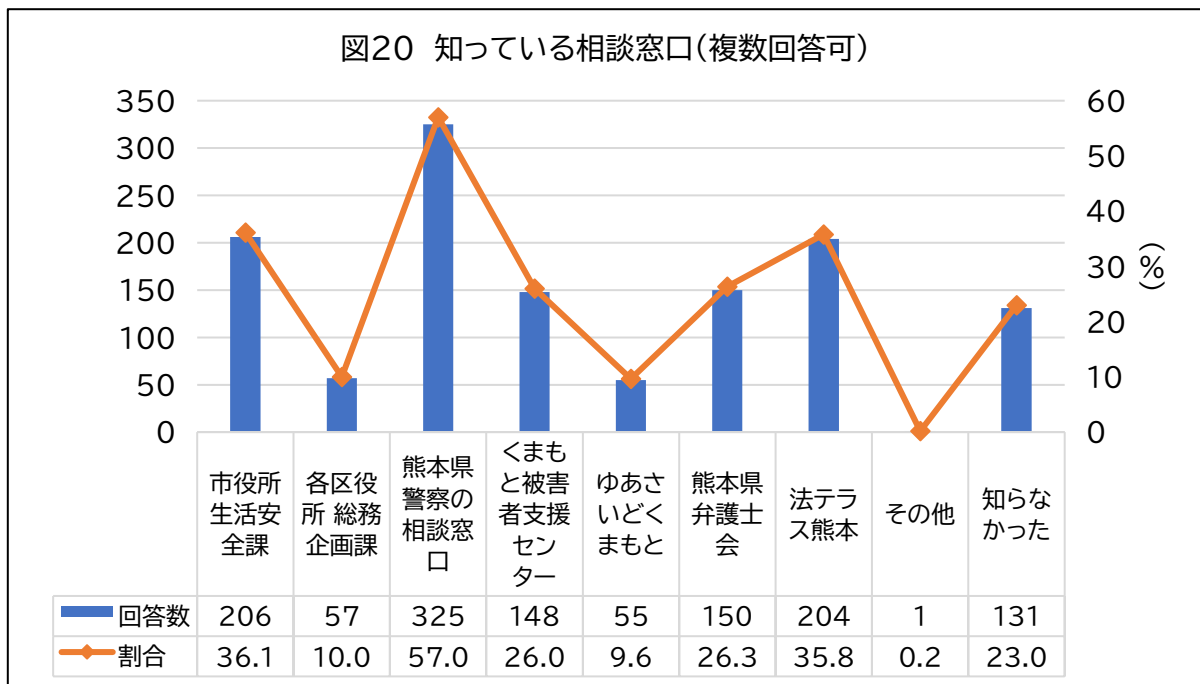


表8 本市の犯罪被害者等相談窓口における相談件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1件	0件	1件	0件	9件

図21 犯罪被害者等支援を「知っていた」と答えた方の知った手段

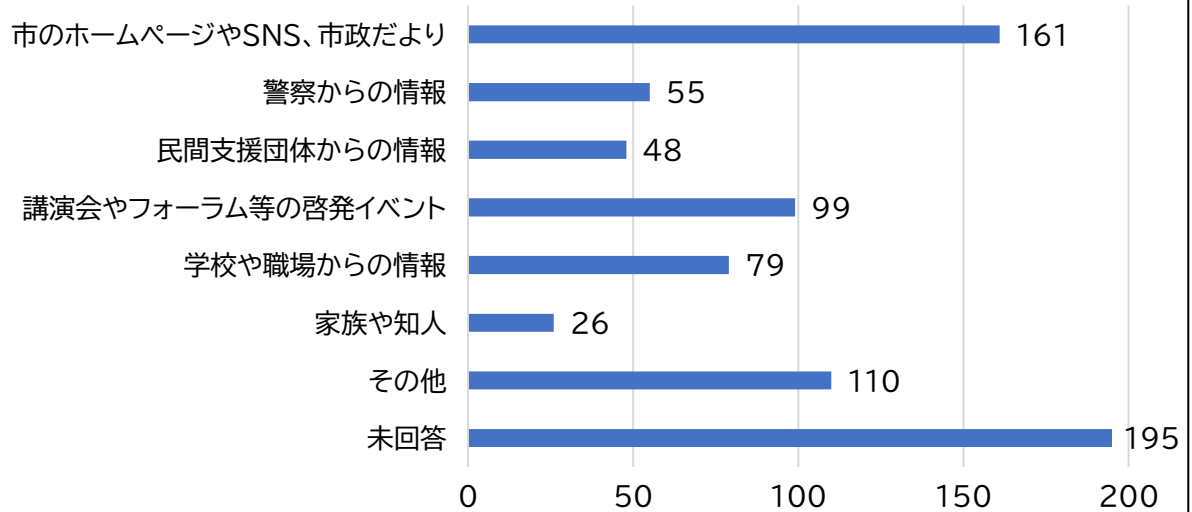
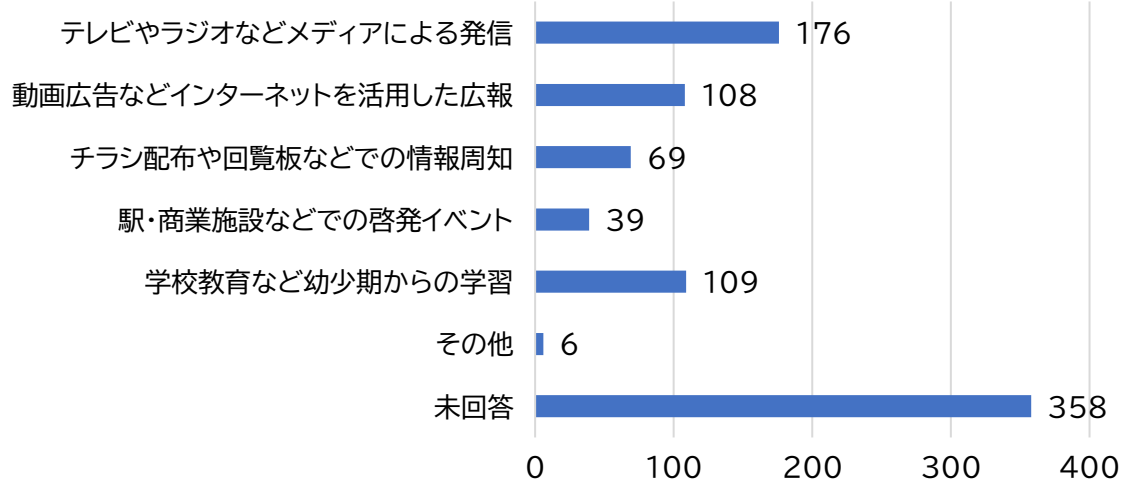


図22 犯罪被害者等支援を「知らなかった」と答えた方が思う、有効な広報手段



1 基本理念

だれもが安全で安心な暮らしを送ることができ、
必要に応じ適切な支援を受けられる、
だれにでも優しい地域社会の実現

「防犯」「再犯防止」「犯罪被害等支援」の各関係機関や関係団体等が連携し、それぞれの犯罪を取り巻く状況を踏まえた3分野共通の基本理念のもと、本計画に基づいた取組を推進し、様々な立場の人が安全で安心した日々の生活を営むことができる社会を目指します。

2 基本方針

■3分野それぞれに基本方針を立て、取り組めます。

防 犯	犯罪の起きにくいまちづくり
再犯防止	だれも孤立させないまちづくり
犯罪被害者等支援	必要な支援を受けられるまちづくり

3 成果指標

指標	基準値(R5)	目標値(R13)
刑法犯認知件数 (防犯)	3,238 件	2,980 件
再犯者数 (再犯防止)	442 人	減少
犯罪被害者等支援窓口の認知度 (犯罪被害者等支援)	77%(R6.9 末)	100%

基本方針

基本施策

具体的施策

〈第1節〉

犯罪の起きにくい

まちづくり

1

市民の身近な場所及び繁華街等における防犯活動の推進

(1)個人の防犯意識を高めるための情報提供

(2)地域における防犯活動の促進

(3)繁華街等を対象とした犯罪や非行の抑止

(4)地域防犯団体への活動支援

2

市民自らが行う犯罪の機会を与えない環境づくり

(1)防犯灯・防犯カメラの普及促進

(2)犯罪につながる空き家の抑制

(3)地域の環境美化に対する支援

(4)防犯活動参加者へのインセンティブ付与

3

高齢者・こども・女性等への犯罪抑止

(1)「電話で『お金』詐欺」等の被害防止啓発活動

(2)防犯機器の普及促進等

(3)こどもの安全に配慮した環境整備

(4)地域が独自で行う防犯活動の推進

(5)DV 被害窓口等の周知啓発

〈第4節〉

「横断的取組」3分野が連携した取組

〈第2節〉

だれも孤立させない

まちづくり

1

社会を明るくする運動の推進

(1)参加団体の拡大及び連携強化

(2)多様な媒体を活用した広報・啓発活動

(3)イベントに対する後援等

2

社会復帰への立ち直り支援

(1)就労や住居確保の手続きに関する支援

(2)教育や相談に関する支援

(3)保健医療・福祉サービスの利用促進に関する支援

3

立ち直りを支える更生保護ボランティアの活動支援

(1)更生保護事業実施団体に対する支援

(2)保護司等の担い手確保に関する支援

(3)協力雇用主の登録に関する広報・啓発等の活動支援

〈第3節〉

必要な支援を受けられる

まちづくり

1

相談・支援体制の充実

(1)機関内ワンストップサービスの推進

(2)職員の相談対応スキルの向上

(3)住居確保に関する支援

2

市民・事業者等への理解促進

(1)二次被害防止に向けた広報啓発

(2)犯罪被害者等に対する情報発信

3

犯罪被害者等や支援団体等へのサポート

(1)犯罪被害者等に対する経済的支援

(2)被害者団体等への活動協力

(3)くまもと被害者支援センターへの活動支援

第1節 犯罪の起きにくいまちづくり【防犯】

基本施策1 市民の身近な場所及び繁華街等における防犯活動の推進

地域全体の生活の質を向上するためには、犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせる環境が必要であり、市民の身近な場所や繁華街での防犯活動は、市民の安全を守るために欠かせません。また、防犯活動は、地域の連帯感が強まり、住民同士の信頼関係を築くことにもつながります。

(1) 個人の防犯意識を高めるための情報提供

近年の多様化・巧妙化する犯罪情勢においては、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要です。積極的に広報及び啓発活動を実施することで、防犯対策を促し、犯罪被害の未然防止及び減少に取り組めます。また、不審者情報などを発信することで、犯罪の未然防止にも取り組めます。

【主な取組】

ア 市政だよりや市 SNS、デジタルサイネージ²⁵等の媒体を活用した防犯に関する情報の発信

(生活安全課)

「市政だより」や商業施設でのデジタルサイネージ等を通じて、市民の皆さまに最新の犯罪手口や対策を周知し、地域全体の防犯意識を高めます。また、熊本県警察が運用するメール配信サービス「ゆっぴー安心メール²⁶」と市 SNS を連動させ、地域の犯罪・防犯情報をタイムリーに提供するなど、様々な媒体を活用し市民の防犯意識を高めます。

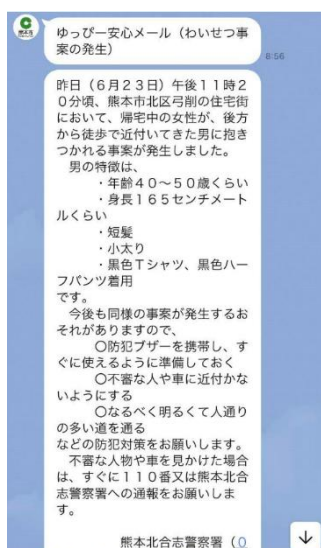
《配信内容》

■緊急治安情報

■行方不明事案や迷い人の手配など

■声かけ事案、不審者の出没などの情報

■「電話で『お金』詐欺」・闇バイト等に関する注意喚起や防犯対策などの情報



市 SNS(ゆっぴー安心メール)

増えています！悪質な「電話で『お金』詐欺」

市役所職員のふりをして「〇〇料や〇〇〇税の還付がある」と嘘の電話をかけ、携帯電話番号や銀行口座などの個人情報聞き出す、ATMへ誘導し現金を振り込ませるなどの還付金詐欺被害が増えています。市役所職員が、ATMに誘導し現金を振り込ませることはありません。

最近急増中の相談事例

●架空料金請求詐欺

「利用料金の未払いがある」など架空の事実を口実に金銭をだまし取るもの。

●当選金詐欺

「高額な現金が当選した」と連絡し、手数料等の名目で電子マネーなどをだまし取るもの。

そのほか、市役所職員を名乗り「コロナワクチンの補助がある」という不審な電話がかかってきたという情報も寄せられています。時勢に合わせたさまざまな手口が確認されていますので、不審な電話やメールには注意し、被害にあわないよう対策を取りましょう。



(消費者センター ☎096-353-5757)

市政だより

イ 飲酒運転の根絶に向けた啓発情報の発信(生活安全課)

「市政だより」を通じた周知に加え、啓発動画を制作し、本市HP等に掲載することで飲酒運転防止の意識を高めます。また、熊本県警察や関係団体と連携し、イベントや年末に合わせた啓発チラシの配布等を行い、飲酒運転の根絶に向けた活動を継続的に行います。



啓発ポスター



啓発活動の様子

(2) 地域における防犯活動の促進

防犯活動は、地域の状況に合わせて継続的に行うことが重要です。市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心を持ち、そこに暮らす人たちが一体となり、自分たちの地域の安全を守るための活動をしていくことが非常に有効です。また、行政も地域活動への支援や警察署等との連携を図るなど、地域と一体となった防犯活動に取り組めます。

【主な取組】

ア 防犯ボランティアによる定期的な青パトでのパトロールや見守りパトロールの実施 (各校区(地区)防犯協会²⁷等、生活安全課、各区総務企画課)

各校区(地区)防犯協会等が、地域防犯活動の一環として、各校区(地区)の実情に応じ、青色回転灯装備車(青パト)等を活用するなど、可能な範囲で自主的な活動を行っています。熊本市(生活安全課・各区総務企画課)も、青色回転灯を装備した公用車で防犯パトロールを実施しています。

また、ドライブレコーダー²⁸を搭載した民間事業所等の車両や公用車を、動く防犯カメラと位置づけ「熊本市ドライブレコーダーを活用した地域防犯活動に関する協定」を一般社団法人熊本市タクシー協会及び熊本県警察と令和6年(2024年)9月に締結しました。また、協力団体として既に青パトで防犯活動に協力いただいている校区等防犯協会等にはステッカーを配布し、共助による地域防犯パトロール体制を構築します。この連携を契機とし、熊本市と包括連携協定を締結している企業等へ「動く防犯カメラ」の取組を広げていきます。



ステッカー

イ 市営駐輪場への防犯カメラ設置(自転車利用推進課)

市営駐輪場に防犯カメラを設置することで、利用者が安心して駐輪できる環境を確保し、盗難防止と抑止を図ります。

(3) 繁華街等を対象とした犯罪や非行の抑止

犯罪のない安全な街は、訪れる人々に安心感を与え、地域の魅力を高めます。繁華街等での指導員の巡回パトロールにより、犯罪の抑止力が高まり、住民や訪問者が安心して過ごせる環境が整います。また、指導員が地域の問題点を早期に発見し、迅速に対応することで、地域全体の治安向上を目指します。

【主な取組】

ア 繁華街等安全安心パトロール指導員・客引き行為等対策巡回指導員によるパトロール (生活安全課)

熊本市中心部のアーケード街への自転車等の乗り入れ、客引き、スカウト等の「違法行為」に対する指導・啓発を行っています。アーケード周辺の暗がり等を巡回パトロールすることで、安全で安心して繁華街を歩くことができる環境づくりに取り組みます。



客引き行為等啓発ポスター



巡回指導員によるパトロールの様子

イ 地域及び中心街の街頭指導活動(地域教育推進課)

青少年指導員が、こどもたちの非行・被害防止や健全育成のため、各中学校区を中心に声かけや巡回指導を行っています。主な活動として、中心街指導・地域指導・特別指導を行っており、青少年に関わる関係機関・団体等と連携して取り組みます。また、非行被害防止に関して健全育成懇談会や非行防止教室を開催し、啓発を行います。

(4) 地域防犯団体への活動支援

団体が、防犯パトロールや啓発活動等の具体的な活動を円滑に行うためには、パトロールに必要な資機材等が不可欠であり、団体の資金の確保は重要です。行政からの補助金等の支援により、地域全体の防犯意識が向上し、犯罪抑止力を高めます。

【主な取組】

ア 校区・地区防犯協会への活動支援(生活安全課)

地域での積極的な防犯活動、防犯意識の啓発・広報活動を行う校区等防犯強化の円滑な運営と、より効果的な事業推進のため、活動を支援しています。

基本施策2 市民自らが行う犯罪の機会を与えない環境づくり

地域においては、防犯灯による夜間の明るさの確保をはじめ、清掃活動や樹木管理など生活環境の整備、土地や建物の適正管理などに努め、犯罪の機会を与えない環境づくり等の取組が重要です。

(1) 防犯灯・防犯カメラの普及促進

防犯灯は夜間の視認性を向上させることで、犯罪の発生を未然に防ぎます。防犯カメラは、犯罪を抑止し、事件発生時には、撮影された映像が証拠として役立ち、迅速な解決に貢献します。地域全体の防犯意識を高め、住みやすい環境をつくるために、防犯灯・防犯カメラの新規設置等を推進します。

【主な取組】

ア 地区防犯協会を通じた設置支援(生活安全課)

地区防犯協会を通じ、自治会が新規に設置する防犯灯・防犯カメラ等に対し支援します。

イ 熊本市防犯灯維持支援(地域活動推進課・各区役所総務企画課)

自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業を支援することにより、夜間の明るさを確保し犯罪の防止を図ります。

ウ 商店街共同施設補助金(商業金融課)

商店街の振興を目的に、商業者団体等が行う防犯カメラや街路灯等の共同施設の設置を支援します。

(2) 犯罪につながる空き家の抑制

空き家は犯罪者にとって隠れ場所や活動拠点となりやすく、犯罪の温床となる可能性があります。適切な管理や活用が行われることで、地域の防犯力が向上し、住民の安心感が高まります。また、空き家の有効活用は地域の活性化にもつながり、住みやすい環境をつくり出します。

【主な取組】

ア 総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現(空家対策課)

空き家問題の意識啓発や利活用の推進、空き家の適正な維持管理や措置等、総合的な空家等対策を推進していきます。

■老朽危険家屋等除却補助 ■老朽空き家除却補助 ■空き家のリフォーム補助 ■空き家バンク
■空き家管理事業者紹介制度

(3) 地域の環境美化に対する支援

美しい環境は、健康や精神的な安定に寄与し、地域の魅力を高めます。また、清潔で整った街並みは犯罪抑止効果もあり、安全な暮らしを実現します。地域全体で協力し、美化活動を推進することで、住みやすい環境をつくり出し、地域の絆を深めることができます。

【主な取組】

ア 公園愛護会助成・熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金支援制度(花とみどり協働課)

公園内の清掃活動や照明設備の維持管理を行うことで、地域の環境美化からなる犯罪抑止に寄与します。また、道路の美化意識向上等を目的として、地域の方々による道路の除草や植樹帯の管理等の作業に対し、支援を行っています。

(4) 防犯活動参加者へのインセンティブ付与

くまもとポイントと連携し、地域活動がより評価される環境を整え、多くの市民の防犯活動への積極的な参加を促します。これにより、地域全体の防犯力が向上し、犯罪抑止効果が期待できます。また、参加者の努力が評価されることで、地域の絆が深まり、住みやすい環境が作られます。

【主な取組】

ア 防犯のボランティア活動にポイントが付与する(地域活動推進課)

マイナンバーカードを利用した専用スマートフォン「くまもとアプリ」を活用し、地域での防犯ボランティア活動に対してもインセンティブとなるポイントが付与し、活動の参加率を高めます。



くまもとアプリ



全国地域安全運動でのキャンペーン

基本施策3 高齢者・子ども・女性等への犯罪抑止

地域全体の安全と安心を確保するために、高齢者、子ども、女性等を守るための犯罪抑止は、極めて重要です。これらの人々は犯罪の標的になりやすいため、特別な対策が必要です。地域社会が一体となって防犯意識を高め、具体的な対策を講じることで、だれもが安心して暮らせる環境をつくり出すことができます。

(1) 「電話で『お金』詐欺」等の被害防止啓発活動

詐欺の手口は巧妙化しており、特に高齢者の被害が非常に多くなっています。また、若い世代を中心に、SNS 等を介して重大な犯罪に巻き込まれる闇バイトも発生していることから、啓発活動を通じて、犯罪に加担しない、させない等の対策を広く周知し、被害を未然に防ぎます。

また、地域全体で協力し合うことで、詐欺に対する警戒心を高め、安全な社会を実現します。

【主な取組】

ア 出前講座²⁹や電話相談、各校区の防犯協会における講話や周知・啓発(消費者センター³⁰)

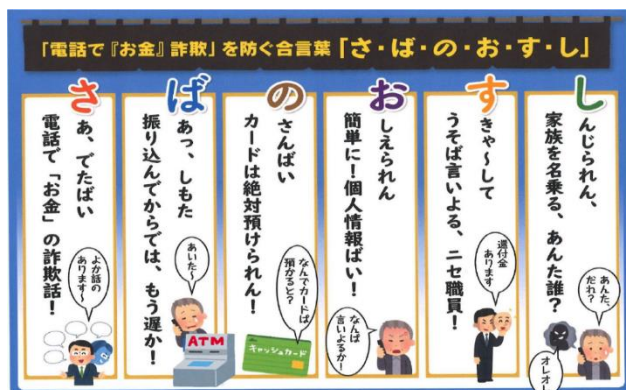
悪質商法等の被害に遭わないよう、その手口と対処法、クーリングオフ制度などを学ぶ「出前講座」を実施します。闇バイトなど最新のトラブル事例により、その対処法を分かりやすく話す等、地域住民の皆様の勉強会等への積極的な活用を促進します。

≪講座一覧≫

- 悪質商法に遭わないために ■エシカル消費ってなあに？ ■高めよう！地域の「見守り力」
- インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために
- かしこい消費者になるために(小学生向け) ■成年年齢になるまでに(中学生向け)

イ 消費者生活地域見守りサポーター養成講座(消費者センター)

消費者トラブルや詐欺の手口の事例と対処法、地域での見守り方法などを学び、地域で見守り活動をする見守りサポーターを養成しています。修了者には、市公式LINEの登録をしていただき、見守り活動に活用できるよう、消費者トラブルに関する最新情報を市公式LINEで発信しています。



「電話で『お金』詐欺」啓発イラスト



闇バイト啓発チラシ

(2) 防犯機器の普及促進等

防犯機能付き電話機は、着信音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に対し警告メッセージを流すなど、高齢者や一人暮らしの方々を守ります。防犯機能付き電話機が普及することで、詐欺被害を未然に防ぎ、安心して生活できる環境をつくり出します。

【主な取組】

ア 「市政だより」や市ホームページ等での周知啓発(生活安全課)

防犯機能付き電話機や自動通話録音機の周知に加え、「電話で『お金』詐欺」の被害に遭わないための情報も掲載し、啓発を行っています。

イ 熊本県警察が実施する「電話で『お金』詐欺」被害防止対策の周知支援(生活安全課)

以下の事業を中心に「市政だより」等、本市の広報媒体を通じた周知を行っています。

■防犯機能付き電話機などの無償貸出

熊本県警察では、65歳以上の方がお住まいの世帯に対して、警察から防犯機能付き電話機自動通話録音機を無償で貸し出しています。

《防犯機能付き電話機》

着信音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に対し「迷惑電話防止のため録音します」等の警告メッセージを流し、会話を自動録音するなど、防犯機能が備わった電話機です。

《自動通話録音(警告)機》

電話機と電話回線ケーブルで接続する機器で、着信音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に対し「この通話は迷惑電話防止のため録音します」等の警告メッセージを流し、会話を自動録音する機器です。

■むさし安心コール

熊本県警察では、犯罪グループから押収した名簿に登載されている方や、詐欺の電話が多発している地域にお住まいの方に対して、電話による注意喚起を行うとともに、金融機関及びコンビニエンスストアに対して、被害防止のための情報提供を行っています。



「電話で『お金』詐欺」被害防止マニュアル

(3)こどもの安全に配慮した環境整備

こどもの安全に配慮した環境整備は、未来を担うこどもたちの健全な成長を支えるために重要であり、学習意欲や社会性の向上にも寄与します。安全な遊び場や通学路の整備により、事故や犯罪のリスクを減少させ、保護者や地域住民の安心感を高めます。地域全体で協力し、こどもの安全を最優先に考えた環境整備を推進します。

【主な取組】

ア 小中学校防犯カメラの設置、こどもひなんの家のプレート設置(健康教育課)

■学校防犯カメラの設置

令和3年度(2021年度)から、PTAの協力や寄贈などにより防犯カメラが既に設置してある小・中学校63校を除く、小学校42校、中学校29校の計71校に対し、5年計画で防犯カメラシステムを設置しています。

■こどもひなんの家

こどもが犯罪に遭ったときや危険を感じて助けを求めるときなどは、身近に逃げ込める場所が必要です。PTA、学校、防犯協会等が協力し、地域への呼びかけ、プレートの設置等を行っています。地域や校区防犯協会等と連携し、児童生徒の安全確保に努めています。



こどもひなんの家プレート

イ 民間児童館内の防犯カメラ設置に係る補助金交付(こども支援課)

民間児童館の館内及び敷地内に防犯カメラを設置し、防犯対策の強化を図っています。

(4) 地域が独自で行う防犯活動の推進

地域ごとの特性やニーズに応じた防犯対策が実施されることで、より効果的な犯罪抑止が期待できるとともに、住民同士の連携が強まり、地域の絆が深まります。安心して暮らせる地域社会を実現するために、地域が主体的に行う防犯活動を推進します。

【主な取組】

ア 地域の見守り活動との連携事例

■ローソン移動販売(河内まちづくりセンター)

高齢者の単身世帯の増加や地元小売業の衰退等により、いわゆる買い物弱者が増加している現状を受け、大手コンビニチェーンの(株)ローソン及びトップカンパニー(ローソン熊本河内町店)と連携し、移動販売による買い物環境の向上と高齢者の見守り活動を行っています。

■地元企業による青色回転灯装備車(青パト)でのパトロール(城南まちづくりセンター)

地元企業(アイシン九州(株))が所有する社用車に青色回転灯を装備し、独自の防犯活動として地域のパトロールを実施しています。犯罪の抑止効果を高めるために、地域の防犯ボランティアのみならず、地元の企業と連携したパトロールを行っています。

■ちょこっとパトロール(託麻まちづくりセンター)

地域の皆さんがジョギングやウォーキング、ペットの散歩等をしながら「あいさつパトロール」をする防犯ボランティア活動を行っています。この取組は、地域コミュニティの活性化等に加え、不審者は顔を見られるのを嫌がるという犯罪心理があることから、すれ違う人にあいさつをすることによる犯罪抑止の効果も期待できます。

このような取組を活動事例とし、広く紹介することにより、防犯活動参加への住民意識の機運醸成につなげ、市民全体に活動の輪を広げていきます。



ローソン移動販売の様子



ちょこっとパトロールの様子

(5)DV被害窓口等の周知啓発

DV³¹ 被害者は孤立しやすく、適切な支援を受けることが難しい場合があります。窓口の存在を広く知らせることで、被害者が早期に支援を受けられる環境を整えます。また、地域全体でDVに対する理解と意識を高めることで、被害の未然防止にもつながります。周知啓発活動を通じて、安全で安心な社会を実現します。

【主な取組】

ア 配偶者等からの暴力・暴言等に関する相談、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等
窓口において、以下の項目の支援を行います。

- 配偶者等からの暴力に関する相談(男女共同参画課)
- 問題の解決に向けた情報や制度の紹介(男女共同参画課)
- 緊急時の安全を確保するための相談(男女共同参画課)
- 保護命令制度に関する相談(男女共同参画課)
- 被害者の自立に向けた相談、支援 等(男女共同参画課)
- 住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付請求の制限(地域政策課)
- 市営住宅の入居に関する相談(市営住宅課)

基本施策に対する検証指標

検証指標	令和5年度	令和9年度	令和13年度
防犯活動参加人数 【自助】	36,768 人	38,000 人	40,000 人
出前講座の参加人数 【公助】	6,789 人	7,560 人	8,390 人
ドライブレコーダーを搭載した 防犯車両の拡大 【共助】	【参考記載】 令和6年開始時 1,911台	2,500 台	2,700 台

第2節 だれも孤立させないまちづくり【再犯防止】

基本施策1 社会を明るくする運動の推進

社明運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省が唱える全国的な運動です。

7月は『“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～』の強調月間であり「再犯の防止等の推進に関する法律」においても「再犯防止啓発月間」とされています。

本計画においても「基本施策」として位置づけて、社明運動を推進します。

(1) “社会を明るくする運動”熊本市推進大会への参加団体の拡大及び連携強化

社明運動熊本市推進大会は、本市を含む約40の関係団体からなる社明運動熊本市推進委員会が主催し、開催しています。社明運動は、市民や地域での理解や協力が大切であることから、身近な地域の方々や団体への参加を呼びかけ、参加団体のさらなる連携強化に取り組みます。

なお、本大会は、防犯、再犯防止、犯罪被害者等支援の3分野の要素を取り入れながら、内容の充実と多くの市民の方や地域の団体の方々に参加していただけるように、更なる広報啓発を図ります。

【主な取組】

ア 身近な地域団体への参加の呼びかけ(生活安全課)

これまでの市政だよりやホームページからの大会参加の呼びかけに加え、各地域で行われる団体の総会や研修会等において、啓発のチラシを配布するなど、社明運動に対する理解を求め、参加を呼びかけます。

イ 構成団体の相互理解、情報共有、連携強化(生活安全課)

構成する団体の相互理解を深めることができるよう、活動内容の共有や、連携・協力の機会を設けるとともに、社明運動熊本市推進大会を活性化するための熊本市推進委員会における協議を深めてまいります。



社明運動熊本市推進大会の様子



社明運動熊本市推進委員会の様子

(2) 多様な媒体を活用した社明運動等の広報・啓発活動

本市では、社明運動及び再犯の防止に関する趣旨について、多様な媒体や機会を活用し広報啓発を行い、市民や地域への理解促進を図ります。

【主な取組】

ア 熊本城天守閣のライトアップによる啓発や、LINE・動画などを活用した広報啓発(生活安全課)

- 社明運動のシンボルカラーである黄色に熊本城天守閣をライトアップ
- ロアッソ熊本の試合の来場者に対する広報啓発
- 市政だより、ホームページ、X(旧 Twitter)、LINE への社明運動に関する記事掲載
- ラジオ放送(「おはよう熊本市」、「フレッシュフラッシュくまもと」)
- 社明運動強調月間、再犯防止啓発月間に合わせたパネル展示
- 区民課前モニターを活用した動画放映 など



熊本城天守閣ライトアップの様子
(熊本市の保護司様より提供)



本庁1階ロビー『パネル展示』の様子



区民課前モニター広告『“社会を明るくする運動”動画(法務省)』

(3) 社明運動のイベントに対する後援等

更生保護関係機関・団体等が主催する運動や関連行事への参加協力や、イベントに対する後援等の支援を行うとともに、熊本県推進委員会が実施する社明運動の作文コンテストの募集について各学校に周知等を行います。

【主な取組】

ア 関連行事への参加協力やイベント等の後援などによる支援

■ロアツソ熊本の試合の来場者に対する広報啓発(生活安全課)

・熊本市保護司会連絡協議会、熊本県保護司会連合会、熊本保護観察所と連携し実施

■各区役所等と各地区保護司会とが連携し取り組む社明運動の推進、啓発

(生活安全課、各区役所等)

・社明運動啓発街頭パレードへの参加

・区役所やまちづくりセンターなどへ、のぼり旗を設置しての啓発活動

・各学校への社明運動の周知啓発等

■熊本市保護司会連絡協議会や各地区保護司会の研修に対する職員参加等(生活安全課ほか)

■各地区保護司会による各小学校へ社明運動の作文コンテストの募集への協力依頼



ロアツソ熊本の試合来場者に対する広報啓発の様子



各区役所と各地区保護司会との連携



社明運動啓発街頭パレードの様子

基本施策2 社会復帰への立ち直り支援

本市における刑法犯検挙人員のうち、再犯者が占める割合は4割を超えています。

犯罪を減らすためには、再犯者を減らすことが非常に有効です。

社会復帰には、本人のやり直したい気持ち、努力が必要になりますが、犯罪や非行を行う人の中には、安定した職業に就くことや住居の確保ができない場合、再び犯罪や非行に及ぶ人が少なくないなど、犯罪行為からの離脱に向けた生活・相談等の支援も求められます。

社会での孤立や、孤独を防ぐことにより、再び罪を犯すことがないように、社会復帰への立ち直り支援を行います。

(1) 就労や住居確保の手続きに関する支援

「国の第二次再犯防止計画」においては、「県の役割」として「就労支援」や「住居の確保支援」、「罪種・特性に応じた専門的支援」と規定されています。

「市の役割」である保健医療・福祉等の各種サービスを必要とする犯罪をした人等が、適切にサービスを受けられるよう、関係機関及び各地区保護司会等と連携しそれらの手続き等の支援に努めます。

【主な取組】

本市では、すべての市民に対し、以下のような取組を行っています。

ア 就労に関する支援

- 就職説明会の実施(雇用対策課)
- チャレンジ雇用(障がい福祉課)
- 障がい者就労・生活支援センターによる就業支援(障がい福祉課)
- 就労支援事業者の新規指定と運営指導(障がい福祉課)
- 障がい者施設商品販売会『おとなりマルシェ』(障がい福祉課)

イ 市営住宅等への入居支援

市営住宅は、低額所得者や高齢者、障がい者など、真に住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るためのセーフティネットの根幹としての役割を担っています。

関係機関及び関係団体と連携し、住宅確保要配慮者³²等に対する支援につなげます。

- 高齢者等への当選率優遇措置(市営住宅課)
- 熊本市居住支援協議会³³による、住宅確保要配慮者に対する支援(住宅政策課)

ウ 就労及び住居の確保などに関する支援

- 生活困窮者自立相談支援事業(熊本市生活自立支援センター)(保護管理援護課)

「生活困窮者自立支援法」に基づき、最低限度の生活維持ができなくなる恐れのある生活困窮者を様々な支援につなげます。

(2) 教育や相談に関する支援

犯罪や非行をした人等が孤立し、再び罪を犯すことがないように地域社会全体で見守ることが大切であり、関係機関等や関係団体が連携した地域が一体となった支援が必要です。

本市では、悩みや困難を抱える少年等や家庭に対し気軽に相談できる相談窓口等や、学習支援の方法等について、周知・啓発を行います。

また、学校と連携した修学支援を行います。

【主な取組】

ア 気軽に相談できる相談窓口や学習支援制度等

(ア) 相談窓口

- こどもホットライン(こどもの権利サポートセンター)
- 若者・ヤングケアラー支援センター(こども家庭福祉課)
若者やヤングケアラーに関する相談、居場所の提供
- 地域や家庭からの相談 児童家庭支援センター(こども家庭福祉課)
- 虐待等の通告・相談 各区こども家庭センター(こども家庭福祉課)
- 学校教育コンシェルジュによる相談(総合支援課)
- スクールソーシャルワーカーによる相談(総合支援課)
- スクールカウンセラーによる相談(総合支援課)

(イ) 学習支援制度等

- 不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援(総合支援課)
フレンドリー事業、フレンドリーオンライン事業、ユア・フレンド事業
- 高校等進学支援金の支給(学務支援課)
- 小学校就学援助、中学校就学援助(学務支援課)
- 奨学金資金貸付等による支援(学務支援課)
- 夜間中学修学援助(学務支援課)
- 高等学校退学者等に対する修学支援(指導課) など



熊本県立ゆうあい中学校

中学校の学習内容を「学び直す」ための学校で、令和6年(2024年)4月に開校した県内初の夜間中学です。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進に関する支援

犯罪をした人等が、本来受けられる保健医療・福祉サービスを受け、再び罪を犯すことがないように関係機関や関係団体と連携し、相談や手続き等の支援を行います。

【主な取組】

ア 生活自立支援センター等の各種窓口

本市では、すべての市民に対し、以下のような取り組みを行っています。

- 福祉総合相談(保護管理援護課)
- 生活困窮者自立相談支援(生活自立支援センター)による相談(保護管理援護課)
- 生活保護制度による支援(保護管理援護課、各区保護課)
- こころの健康センターによる各種相談支援
 - ・心の健康相談 ・こころの悩み相談 ・精神疾患相談
 - ・精神医療に関する相談 ・社会復帰相談 ・依存症等相談
 - ・依存症当事者及びその家族に関する回復等支援や相談支援等
 - ・自助グループへの活動支援と連携
- 障がい者相談支援センターによる相談(障がい福祉課)
- 障がい者福祉相談による相談(障がい福祉課) など

イ 矯正施設内などでの行政手続きの研修支援など(生活安全課ほか)

矯正施設の出所後、健康で安定した生活を送るために社会福祉サービス等を利用する場合は、住民登録等各種手続きを行うことが必要不可欠となります。矯正施設等においてその重要性や社会福祉サービスの利用方法について研修等による周知を行い、保護司等立ち直り支援をする方々と連携します。

ウ 官民連携による孤独・孤立対策の推進(健康福祉政策課)

孤独・孤立を背景とした複合的な課題を抱える方に対して、NPO等の地域の支援団体と連携した支援体制を整えます。

基本施策3 立ち直りを支える更生保護ボランティアの活動支援

犯罪や非行からの立ち直りのためには、更生に向けて努力する人の未来を信じて寄り添い、立ち直りを支える人たちの存在が必要です。

その立ち直りを支援する更生保護ボランティアは、立ち直りを一番近くで見守る保護司、「就労」と「見守り」の両方を担う協力雇用主、社会復帰の居場所をつくる更生保護施設、若い人の視点で立ち直り支援に参加するBBS会³⁴、地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性のボランティアである更生保護女性会など、立ち直り支援の担い手は様々です。

本市としては、その更生保護ボランティアの活動に対する支援を行います。

(1) 更生保護事業実施団体に対する支援

保護司³⁵は、保護観察や、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動により、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動を行っている法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。

本市には、各区に、保護司が配属される地区保護司会があります。その保護司会等が行う社明大会開催に関する事業など、事業の一部に対し補助金の交付や、地区保護司会の活動の拠点となる更生保護サポートセンター³⁶に対し、まちづくりセンターなど市の施設5か所を無償で提供しています。また、保護司の面接場所として、現在公設公民館の会議室も無償で貸出しています。

保護司の活動支援に合わせ、安全確保に対する協力体制を整えます。

【主な取組】

ア 補助金交付や更生保護サポートセンター等の使用に関する支援

■更生保護事業に対する補助金を交付します。(生活安全課)

■各地区保護司会が運営する更生保護サポートセンターの施設使用料や、面接や会議等で公設公民館を使用する場合は、使用料の免除を行います。

(生活安全課、生涯学習課、各区役所、公設公民館など)

☆各地区更生保護サポートセンター

地 区	所 在 地	
熊本中央地区	熊本市中央区大江6丁目1-85	熊本市立大江公民館内
熊本東地区	熊本市東区秋津3丁目15-1	秋津まちづくりセンター内
熊本西地区	熊本市西区小島2丁目7-1	熊本市西区役所内
熊本南地区	熊本市南区会富1333-1	飽田まちづくりセンター内
熊本北地区	熊本市北区鹿子木町56	北部まちづくりセンター内

(2) 保護司等の担い手確保に関する支援

本市では、保護司や更生保護女性会等の担い手確保などのために、引き続き役割や活動などの重要性について周知の強化を図ります。

【主な取組】

ア 担い手確保のための周知啓発

- 市政だより、ホームページ等において、役割や更生保護活動について周知啓発を行います。(生活安全課)
- 保護司等の担い手不足の解消に向けて、本市職員の退職予定者などに対し保護司等の活動について紹介し、担い手確保の啓発支援を行います。(生活安全課・労務厚生課)

(3) 協力雇用主の登録に関する広報・啓発等の活動支援

本市では、市政だよりやホームページ等へ、協力雇用主の募集に関する記事の掲載を行い、協力雇用主の役割等の周知に努めます。

また、協力雇用主が、建設工事等競争入札に参加される場合、市独自評価の加点を行い活動支援を行います。

【主な取組】

ア 協力雇用主の活動支援(工事契約課)

建設工事等競争入札参加資格審査における評価項目として、市独自評価点の加点を行います。

「熊本市資格審査の基本的方針及び基準」別表1の社会的貢献度「保護観察者の協力雇用主登録につき5点」の加点を行います。

イ 多様な業種の協力雇用主の登録に関する広報啓発への協力(生活安全課)

市政だよりや、ホームページに協力雇用主の役割や募集の記事を掲載します。

**情報のひろば**

官公庁など各機関からの
耳より情報をご紹介します。

人材確保と社会貢献を実現しませんか

**犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを支える
「協力雇用主」を募集しています。**



本市では、再犯防止推進計画に基づく事業の一環として、社会復帰を応援したい事業主の方から求人情報を集めています。
また、協力雇用主として登録された方々には、雇用の際に利用できる支援制度もございます。ご理解ご支援をいただける事業主の方々をお待ちしております。

第74回 社会を明るくする運動
～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ～

参考：熊本市HP



【問い合わせ先】 熊本市役所生活安全課 TEL 096-328-2397 メール shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp

熊本商工会議所発行「商工ひのくに」7月号記事

基本施策に対する検証指標

検証指標	令和5年度	令和9年度	令和13年度
“社会を明るくする運動” 熊本市推進大会への参加者【自助・共助】	430人	490人	550人
保護司の定員に対する充足率(※暦年) 【公助】	88.4%	増加	増加
協力雇用主数 【共助】	110社	増加	増加

第 3 節 必要な支援を受けられるまちづくり【犯罪被害者等支援】

基本施策1 相談・支援体制の充実

犯罪被害者の方やそのご家族・ご遺族(以下、「犯罪被害者等」という)は、被害を受けたことにより生活のあらゆる面において状況の変化に伴い、公的な手続きが多く発生します。しかし、犯罪被害を受けたことにより、精神的に手続きが負担になる、内容がうまく理解できない状況に陥ることも少なくありません。

本市では、犯罪被害者等のための総合相談窓口を1か所(本庁)、その他の相談窓口として5か所(各区)を設置し、犯罪被害者等からの様々な相談に対応しています。また、必要に応じて関係機関へ繋ぐなど、犯罪被害者等の心情に配慮した相談体制の充実を図ります。

(1) 機関内ワンストップサービスの推進

犯罪被害直後より発生する手続や支援において、複数の部署に対して被害状況を説明したり、各窓口を巡ったりすることは被害者の方にとって大きな負担となり、生活の再建を阻害することも懸念されます。そこで、犯罪被害者等のニーズや必要な情報を関係する部署と共有するなどし、市役所全体で犯罪被害者等の心情に寄り添った、機関内のワンストップ体制を構築します。

【主な取組】

ア 複数課にわたる各種手続きのワンストップ対応(生活安全課・関係各課)

被害後に発生する諸手続き(死亡届・医療費助成・住民票等の閲覧制限など)を要する場合は、各窓口への移動を求めず、一か所に各窓口担当者を集めて手続きを一括して行うことで、移動による身体的負担や各窓口で繰り返し被害状況を説明することで生じる精神的負担などの軽減に努めます。



総合相談窓口



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

(2) 職員の相談対応スキルの向上

本市の犯罪被害者等支援に関する相談窓口だけではなく、各種手続きを担当する窓口の職員も面談や電話対応などのあらゆる場面で、犯罪被害者等と接する機会があります。特に被害状況を聞き取る際など、相手の心情に十分配慮した対応が求められることから、二次被害を防止するため、職員の正しい理解と対応スキルの向上に努めます。

【主な取組】

ア 実務担当者研修や人権研修会の実施(生活安全課)

担当窓口の職員等を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等が置かれている状況や被害直後からの心身の変化などについて理解を深めます。また、担当窓口以外の職員に対しても人権研修を通じて、犯罪被害者支援についての学びを深めるよう取り組みます。



実務担当者研修会の様子

(3) 住居確保に関する支援

人が生活を営む中で「衣・食・住」が基盤とも言われています。しかし、犯罪被害に遭うことで、再被害の危険性や周囲による心ない噂話により、精神的に耐えがたい状況に陥るなど、これまで住んでいた住居に住み続けることが困難になる場合があります。本市では、生活基盤の立て直しのための住居確保に向けた支援に取り組みます。

【主な取組】

ア 市営住宅のあっせん(市営住宅課)

犯罪被害者等が早急に居住場所を必要とする場合、一時的に市営住宅の一部を居住場所として提供します。また、犯罪被害者等が市営住宅に応募される際には、抽選番号を1つ追加する優遇措置を実施します。(市営住宅の目的外使用及び優遇措置においては各要件があります。)

イ 住宅確保要配慮者等に対する支援(住宅政策課)

熊本市居住支援協議会により、住宅確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

基本施策2 市民・事業者等への理解促進

犯罪被害者等が必要な支援を受け、一日でも早く穏やかな生活を取り戻すためには、周囲の人の正しい理解が重要となります。そのため、本市では犯罪情勢をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況やこれまでの取組などを周知し、市民・事業者等の理解促進を図ります。

(1) 二次被害防止に向けた広報啓発

事件の犯人が逮捕される・処罰されることで、すべてが解決するわけではありません。犯罪被害者等は、その後も根拠のない噂話や誹謗中傷による精神的なダメージや休職、裁判費用などによる、経済的な負担などの問題を抱えることが少なくありません。このような二次被害を防ぐためには、周囲の人の理解が重要であるため、本市では二次被害防止に向けた広報啓発活動に取り組みます。

【主な取組】

ア 啓発パネル展等の実施(生活安全課)

多くの市民が犯罪被害者等支援を考えるため、毎年11月25日から12月1日の犯罪被害者週間に合わせて、市役所庁舎内において、犯罪被害者等支援のパネル・ポスター展示を実施します。その他、不要になった本を寄付することで犯罪被害者等支援に活用する、ホンデリング³⁷の取組も行います。



本庁1階ロビー『パネル展示』の様子



ホンデリング回収箱

イ 事業者等への啓発(生活安全課)

犯罪被害に遭った従業員が生活の再建を図るためには、それぞれの状況に応じた、職場の理解や配慮が不可欠となります。従業員の業務量の調整や休暇取得など、事業者の方が行える犯罪被害者等支援について、啓発チラシの配布等を通じた周知活動を行います。

(2) 犯罪被害者等に対する情報発信

犯罪被害を受けた場合、まずは、解決の糸口となる窓口や必要な手続きについての情報を集めることが必要となります。しかし、犯罪被害者等は、問題解決に対する身体的・精神的な力が低下し、情報収集の段階においても必要な支援にたどり着けない可能性があります。そこで本市では、犯罪被害者等が円滑に必要な支援に結びつくことができるよう、積極的な情報発信を行います。

【主な取組】

ア ホームページでの支援情報の提供(生活安全課)

情報アクセスのワンストップ化を促進するとともに、必要な支援の取りこぼしや、誤った情報に翻弄されるといった状況を防ぎ、より円滑に必要な支援につなげるため、必要かつ正確な情報を掲載した犯罪被害者等支援に関するページを本市ホームページ内に新設します。



基本施策3 犯罪被害者等や支援団体等へのサポート

本市では、犯罪被害者等や、犯罪被害者等を支援する支援団体などへのサポートを行うことで、市全体で犯罪被害者等を支える仕組みづくりを行います。

(1) 犯罪被害者等に対する経済的支援

犯罪被害に遭うと心身の不調を被ることに加え、その他にも事件後の裁判費用や失職・休職による収入の減少などにより、大きな経済的な被害を受けることもあります。本市では、このような経済的被害を軽減できるような取組を行います。

【主な取組】

ア 熊本市犯罪被害者等見舞金給付制度・転居費用助成金給付制度(生活安全課)

令和6年(2024年)4月「熊本市犯罪被害等見舞金給付制度」及び「熊本市犯罪被害者等支援転居費用助成金給付制度」を創設しました。これにより犯罪被害により家族を失われたご遺族、重傷病を負われた被害者の方、犯罪被害により転居を必要とされる犯罪被害者等に対して、経済的支援を行うことで、1日でも早く日常生活を取り戻せるよう支援します。

熊本市犯罪被害者等支援

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ
見舞金・助成金のご案内

犯罪行為により被害にあわれたご本人やご遺族に見舞金等を給付します。
(令和6年(2024年)4月1日以降に発生した犯罪被害が対象です。)



熊本市
KUMAMOTO CITY

犯罪被害者支援
窓口の窓口
「ギョウちゃん」

1 対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪にあたる行為
※日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われたもの。
※警察へ被害届が提出され、被害が認知された犯罪であること。

2 見舞金等の種類・給付額・対象者

① 遺族見舞金	40万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 (※1)
② 重傷病等見舞金	20万円	犯罪行為により重傷病を負った方 (※2)
③ 転居費用助成金	20万円 ^(上限)	上記の見舞金に該当する方のうち、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難になった方

※1 配偶者(事実婚・パートナーシップ含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
※2 ア. 1か月以上の加療かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された傷害または疾病
(精神疾患の場合は、1か月以上の加療かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)
イ. 監護者性交等罪、監護者わいせつ罪(未遂含む)の被害者

3 住所要件

犯罪被害を受けたときにおいて、熊本市民であること (※1・2)
※1 遺族見舞金の場合は遺族、重傷病等見舞金の場合は本人であって、原則として住民基本台帳に記録されている者
※2 ただし、死亡した方が熊本市民であって、遺族が熊本県民であれば給付対象となる場合があります。

4 申請期限

犯罪被害を知った日から1年以内、かつ、発生から7年以内

【問い合わせ先・申請窓口】

熊本市 生活安全課 ☎ 096-328-2397
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所別館(駐輪場)5階
✉ shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp
※制度の利用には、上記以外にも必要な要件があるため、申請前のご相談をお願いします。

詳しくは
QRコード



熊本市犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金制度チラシ

(2) 被害者団体等への活動協力

犯罪被害に遭われた方や、ご家族・ご友人を犯罪被害で亡くされた方々の中には、自身の経験から犯罪被害者等支援団体に所属し、取り組まれている方もいます。本市は、このような団体に対して、様々な形で活動協力をを行い、互いを補い合いながら犯罪被害者等支援を推進していきます。

【主な取組】

ア 被害者団体活動への協力・支援(生活安全課)

本市では、被害者団体等が開催する公益性が高いイベントや講演会等に対して後援・共催を行い、本市ホームページや市政だよりでの周知することで、より多くの市民の活動参画を促し、犯罪被害者等支援についての市民意識の向上・理解促進を図ります。



被害者団体主催 後援イベントの様子

(3) くまもと被害者支援センターへの活動支援

公益社団法人くまもと被害者支援センターは、犯罪被害者等に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする民間の団体です。当該団体は、犯罪被害者等早期援助団体³⁸に指定されており、本市もくまもと被害者支援センターの行う活動を支援します。

【主な取組】

ア くまもと被害者支援センターへの支援(生活安全課)

くまもと被害者支援センターの円滑な活動を推進するため補助金を交付し、事業支援を行います。また、ケースに応じた密な連携を図ることで、より円滑かつ充実した犯罪被害者等支援に取り組めます。

基本施策に対する検証指標

検証指標	令和5年度	令和9年度	令和13年度
相談件数(延べ件数) 【公助】	9件	33件	39件
熊本市 HP における犯罪被害に関する ページへのアクセス数 【共助】	8,417回	9,200回	10,900回

第 4 節 3 分野が連携した取組【横断的取組】

国・県・関係団体等との相互連携強化

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組においては、「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の各分野の関係機関、団体等の連携が重要であり、連携した取組を行うことで、市民が安全で安心して暮らせる「上質な生活都市」を目指します。

(1) 熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会の開催

本市における犯罪の防止と安全で安心な街の実現に向け、地域団体や関係機関、学識経験者や公募市民などを構成員とする、熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会を開催します。その中で総合的な施策の推進や相互の連携強化の充実を図ります。また、熊本県警察の実施する中・高校生向けの「命の大切さを学ぶ教室」の周知等、協議会の各構成団体をはじめ、様々な団体の取組の相互連携を図り、支援の輪の充実化を図ります。

(2) “社会を明るくする運動” 熊本市推進委員会の構成団体の相互連携強化

本市を含む約40の関係団体からなる社明運動の推進及び、“社会を明るくする運動”熊本市推進大会を主催しています。社明運動の趣旨を達成するために、関係団体間の相互連携強化を図ります。

(3) 熊本県犯罪被害者支援連絡協議会等による関係団体との情報共有

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会など、関係機関が開く会議において、各々の取組状況や今後の課題などについて共有を図ることにより、各関係団体との連携を密に図ることで、今後の取組の質の向上を図ります。

(4) 暴力追放運動の推進

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターと連携し熊本県暴力追放県民大会を開催します。

1 推進体制

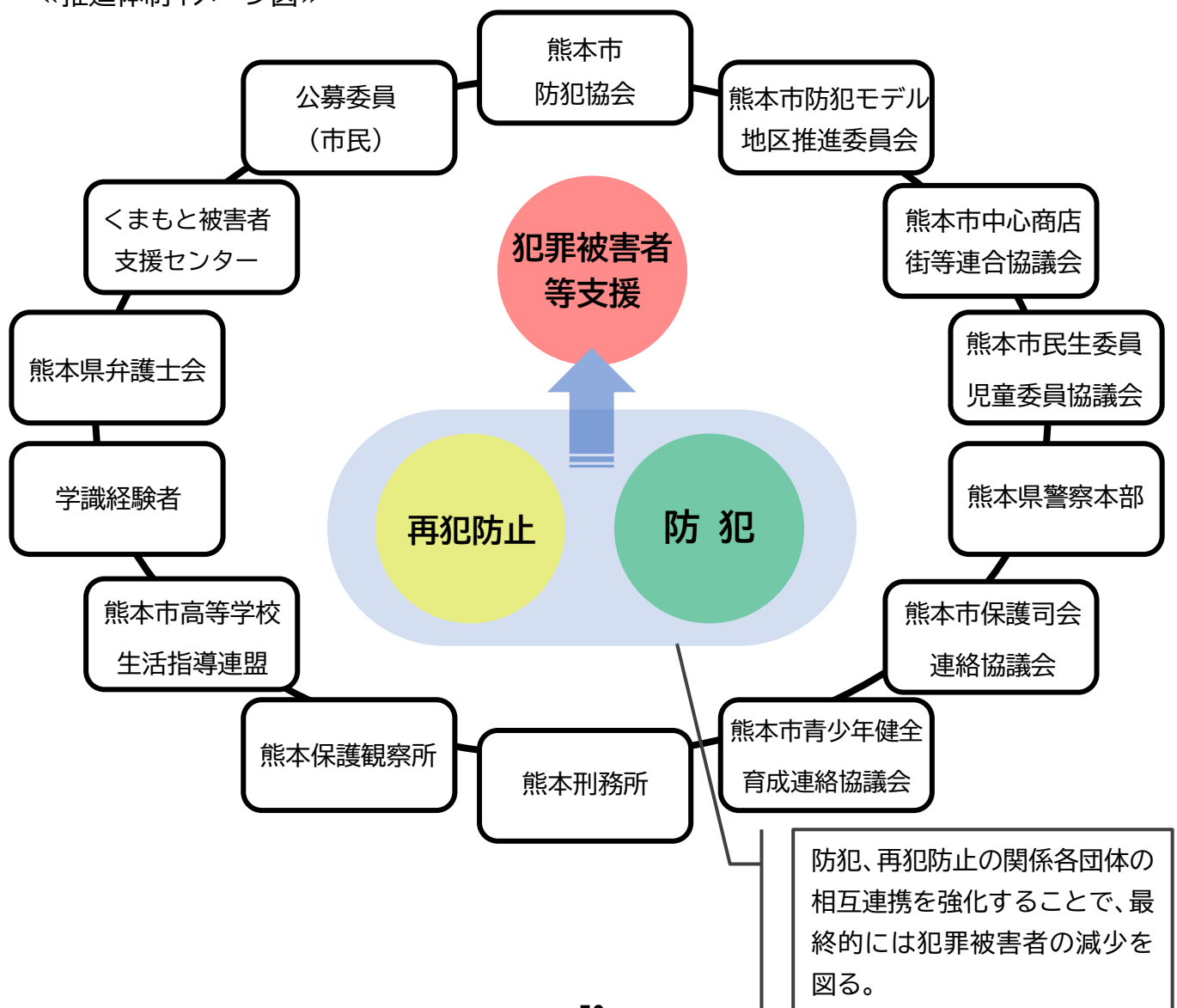
(1) 熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会

学識経験者、各種団体の関係者、関係行政機関の職員及び公募委員で構成される「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況や施策内容を審議します。

2 進捗管理

計画の着実な実施を図るため「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」において、施策の実施状況について進捗管理を行います。

《推進体制イメージ図》



付属資料

関連一般施策

※「防」…防犯、「再」…再犯防止、「犯」…犯罪被害者等支援

No.	取組名	内 容	区 分 (※)			担当課
			防	再	犯	
1	保育士特定登録取消者管理システムの活用	保育士の採用時に、「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、児童生徒性暴力等の履歴の確認を行い、適切な任命又は雇用の判断を行います。	○	○		人事課 保育幼稚園課
2	こどもホットライン	学校内外で生じたいじめや不登校の悩み、体罰や暴言等、こどもの人権・権利を侵害する事象、事案について、こどもや保護者などからの相談を受け、解決に向けた対応を行います。	○	○	○	こどもの権利 サポートセンター
3	家事育児支援	妊娠中又は出産後の体調不良等や多胎出産家庭への家事育児支援を行うことにより、孤立化を防ぎます。			○	こども支援課
4	地域の相互援助活動	生後3か月～小学6年生までのこどもの自宅での預かりや園の送迎などを協力会員(有償ボランティア)が支援することにより、孤立化を防ぎます。			○	こども支援課
5	民間児童館内の防犯カメラ設置に係る補助金交付	民間児童館の館内及び敷地内に防犯カメラを設置し、防犯対策の強化を図ります。	○			こども支援課
6	児童扶養手当支給	児童扶養手当の支給を行います。			○	こども支援課
7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の方に医療費の一部を助成します。			○	こども支援課
8	こども家庭センターにおける相談支援等	各区こども家庭センターに虐待相談員を配置し、虐待通告・相談への対応を行う。また、相談支援に従事する職員の質向上を図るため、研修や外部有識者による助言指導を行います。	○	○		こども家庭福祉課
9	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成する要保護児童対策地域協議会を設置・運営し、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。	○			こども家庭福祉課
10	オレンジリボンキャンペーンの実施	広く市民の方に児童虐待や相談窓口のことを知っていただくため、講演会開催や啓発ポスター・リーフレットの配布等を行います。	○			こども家庭福祉課
11	児童家庭支援センター運営による相談支援等	「熊本市児童家庭支援センター」を運営し、地域や家庭からの相談に対する支援等を行います。	○	○		こども家庭福祉課

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
12	若者・ヤングケアラー支援センターにおける相談支援業務(若者)	概ね18歳から39歳までの若者に関する相談に応じ、若者が抱える課題の早期解決のために適切な支援機関に繋ぐ。必要に応じて支援機関への同行や訪問相談等、積極的なアウトリーチ型の相談支援を行います。	○	○	○	こども家庭福祉課
13	若者・ヤングケアラー支援センターにおける相談支援業務(ヤングケアラー)	家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーに関する相談支援体制を整備し、関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、適切な支援につなぎます。	○	○	○	こども家庭福祉課
14	若者・ヤングケアラー支援センターにおける居場所の提供	若者やヤングケアラーがいつでも気軽に立ち寄れ、安心して自分の時間を過ごすことが出来る居場所を提供します。	○	○	○	こども家庭福祉課
15	嘱託医による診察	医学的見地から、こどもの身体的・精神的な状態を診断・評価し、保護者へのフィードバックを行います。			○	児童相談所
16	法律相談業務委託	児童相談所業務に関する法律上の問題について、弁護士の専門的立場からの適切な助言、指導等を受けられます。			○	児童相談所
17	児童家庭支援センター指導委託事業	施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、行うべき指導を児童家庭支援センターに委託します。	○	○	○	児童相談所
18	一時保護所管理運営	一時保護所にて生活するこどもに必要な日用品や食事等の提供及び、施設の継続的な運営を行うために必要な修繕や備品の購入を行います。	○	○		児童相談所
19	不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援	不登校児童生徒への社会的自立の支援に向けた支援として、フレンドリー事業、フレンドリーオンライン事業、ユア・フレンド事業を行います。	○	○	○	総合支援課
20	フレンドリーオンライン事業	・不登校児童生徒への学習機会の保障と、居場所づくりを目的とした施策。小学校と中学校それぞれに、配信拠点となる学校を定め学習支援員を配置し、そこからオンライン学習を配信している。学習支援員は児童生徒が楽しく学べるよう授業づくりの工夫を行ったり、児童生徒からの提出物への返しを行います。 ・学習アプリケーションを活用し個別の学びができる時間や、訪問先から配信を行う出前授業等を実施しています。	○	○	○	総合支援課

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
21	フレンドリー事業	学校に足が向かない児童生徒の受け皿として「あいばる大江教室」をはじめ、市内6箇所に教育支援センター(通称フレンドリー)を設置し、不登校児童生徒に対する教育支援を行うことにより、社会的な自立を目指します。	○	○	○	総合支援課
22	ユア・フレンド事業	熊本大学教育学部の学生を不登校児童生徒の家庭や学校等に派遣し、話し相手、遊び相手になることにより、不登校等で悩んでいる児童生徒の心の安定を図ることを目的としています。ユア・フレンド事業は、平成14年2月、熊本市教育委員会と熊本大学教育学部が協定を結び、不登校対策事業として発足させたもので、今年度は23年目となります。	○	○	○	総合支援課
23	スクールソーシャルワーカー相談支援	児童生徒や保護者への面談および家庭訪問を通して、いじめや不登校等の諸課題の積極的予防及び解消のため環境の改善を行う。また、教職員への情報共有、コンサルテーションを行うことにより、よりよい児童生徒支援につながります。	○	○	○	総合支援課
24	スクールカウンセラーによる相談支援	児童生徒や保護者の専門的カウンセリングを行い、いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。また、教職員への情報共有、コンサルテーションを通してよりよい児童生徒支援につながります。	○	○	○	総合支援課
25	学校教育コンシェルジュによる相談支援	相談者に寄り添い、中立・公平な立場で教育に関するあらゆる相談に応じ助言等を行う。学校の対応に課題があれば、学校に助言・支援等行い適切な対応を促し、必要に応じて、学校等の現場に出かけ対応する他、SSWや他機関との連携を図り解決につなげる相談を行っています。	○	○	○	総合支援課
26	高校等進学支援金の支給	経済的理由で高等学校等への就学が困難な方の経済的負担を軽減するため、入学の準備のために使える進学支援金の支給を行います。	○	○		学務支援課
27	小・就学援助	経済的な理由によって、就学困難と認められる小学生の保護者等に対し、就学に必要な費用援助を行います。	○	○		学務支援課
28	中・就学援助	経済的な理由によって、就学困難と認められる中学生の保護者等に対し、就学に必要な費用援助を行います。	○	○		学務支援課
29	奨学金貸付等による支援	高等学校、大学等に在学する者で、経済的理由により修学が困難なものに対し、奨学金の貸付を行います。	○	○		学務支援課

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
30	夜間中学修学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる夜間中学校に通学する生徒又は保護者に対して、就学に必要な費用援助を行います。	○	○		学務支援課
31	退学者等に対する修学支援	様々な理由で高等学校を卒業できなかった人等に対し実施される「高等学校卒業程度認定試験」について県教委の依頼を受けて、受験案内を市立学校へ配布している。また、指導課でも配布を行っています。	○	○		指導課
32	福祉総合相談業務	「福祉のことで、どこにたずねていいかわからない」「様々な問題を抱えていて、どうしたらいいかわからない」等、福祉に関する相談を受け、適切な福祉制度利用の助言を行うとともに、必要に応じて担当部署へのつなぎを行います。	○	○		保護管理援護課
33	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方には、就労支援、家計改善支援、住まいの支援等を行います(支援内容によっては要件有)。	○	○		保護管理援護課
34	生活保護制度による支援	生活保護法に基づき、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活における自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消します。	○	○		保護管理援護課
35	講演会の実施	産婦人科医や助産師による「いのちの大切さを考える講演会」を市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で実施しています。	○			健康教育課
36	小学校緊急連絡アプリ運用保守業務委託	学校内の不審者侵入や事故など有事の際に、児童生徒の安全確保するため、教職員用iPadに緊急連絡用アプリを導入している。アプリを安定的に運用するため不具合等が発生した際のサポート業務を行います。	○			健康教育課
37	こどもひなんの家のプレート設置	PTA、学校、防犯協会等が協力し、地域への呼びかけ、プレートの設置等を行っています。地域や校区防犯協会等と連携し、児童生徒の安全確保に努めています。	○			健康教育課
38	小中学校防犯カメラの設置等業務委託	令和3年度(2021年度)から、PTAの協力や寄贈などにより防犯カメラが既に設置してある小・中学校63校を除く、小学校42校、中学校29校の計71校に対し、5年計画で防犯カメラシステムを設置しています。	○			健康教育課
39	就職説明会の実施	求職者と求人企業との出会いの場として、就職説明会を開催しています。		○		雇用対策課

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
40	チャレンジ雇用	障がいがある人を雇用し、市役所での勤務経験を踏まえ、一般就労へのステップアップにつなげます。		○		障がい福祉課
41	就労支援事業者の新規指定と運営指導	就労支援事業を行う者の申請により設置基準を満たしていることを確認のうえ事業者の指定を行う。また、当該事業者が提供する福祉サービスの質の確保、並びに訓練給付の適正化を図ることを目的に運営指導を実施します。		○		障がい福祉課
42	障がい者就労・生活支援センターによる就業支援	一般企業等への就労を希望する障がいがある人に対して、ハローワークや障害者訓練センター等と連携して一般企業への就労を支援します。		○		障がい福祉課
43	障がい者施設商品販売会（おとなりマルシェ）	製品、役務のPR及び販売機会を提供することで事業収入が増加するよう、毎月、障がい者施設商品販売会（おとなりマルシェ）を開催します。		○		障がい福祉課
44	商店街共同施設補助金	商店街が街路灯や防犯カメラ等を整備する際に補助を実施し、安全確保と防犯対策を講じます。	○			商業金融課
45	緑の基本計画アクションプログラム	緑豊かな都市環境を創造するための様々な花と緑に関する事業を展開します。	○			みどり政策課 みどり公園課 花とみどり協働課
46	自治会への花苗配布	自治会に夏・冬の年2回、市から花苗を配布し、公園や道路などの公共用地に植栽していただきます。	○	○		花とみどり協働課
47	公園愛護会助成金	月1回以上、公園内の清掃・除草・花壇管理・遊具点検等を実施された公園愛護会に対し、補助金を交付します。	○	○		花とみどり協働課
48	道路ふれあい美化ボランティア報償金制度	地域による道路美化活動に対し、除草の面積等に応じて報償金を交付します。	○	○		花とみどり協働課
49	剪定・除草等公園維持管理 公園照明灯一括LED化事業	樹木の剪定、除草やトイレ清掃、照明設備の維持管理を行います。	○			みどり公園課
50	人権教育・啓発事業	「犯罪被害者」「刑を終えた出所者」等を含む様々な人権問題について啓発事業を行います。		○	○	人権政策課
51	人権擁護委員による人権相談	各区役所において、人権擁護委員による人権相談を実施します。		○	○	人権政策課
52	身体障害者手帳の交付	福祉サービス受給の基礎となる身体障害者手帳を交付します。		○	○	障がい者福祉 相談所
53	療育手帳の交付	福祉サービス受給の基礎となる療育手帳を交付します。		○	○	障がい者福祉 相談所
54	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉サービス受給の基礎となる精神障害者保健福祉手帳を交付します。		○	○	こころの健康 センター

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
55	こころの悩み相談	こころの悩みに対して、電話による相談対応を実施。また、臨床心理士による来所相談を月4回実施します。		○		こころの健康センター
56	精神疾患相談 精神医療に関する相談	精神疾患や精神医療に関して、電話による相談対応を実施。また、精神科医による来所相談を月4回実施。そのほか、関係機関からの困難事例等に対して技術支援を実施します。		○		こころの健康センター
57	依存症等相談 依存症当事者及びその家族に関する回復等支援や相談支援	依存症専門医による相談を月1回、依存症専門相談員による相談を月4回開催。当事者に対してはアディクション行動変容グループプログラム、家族に対しては家族教室を開催します。		○		こころの健康センター
58	自助グループへの活動支援と連携	自助グループに参加して活動内容を把握し、自助グループに関する情報提供や必要な方をつなぐ。また、自助グループが開催する会を関係機関に広報する等側面的な支援を実施します。		○		こころの健康センター
59	社会復帰相談	市民向けに精神障がいピアサポート講演会、支援者向けに社会復帰支援研修会を年1回開催。そのほか、当事者向けにピアサポート講座、ピアサポートの集い、当事者、支援者向けにWRAP集中講座を年1回実施。		○		こころの健康センター
60	DVに関する相談	配偶者やパートナーからの暴力についての相談を受け、支援を行います。	○		○	男女共同参画課
61	DV防止啓発	DVがテーマの出前講座の実施、DV相談窓口周知カード等の設置、市政だより等での広報により、DV防止の啓発を行います。	○		○	男女共同参画課
62	DV・男女共同参画に関する法律相談	DVや離婚・親権・各種ハラスメントについて弁護士が相談を受けます。(要予約)	○		○	男女共同参画課
63	公共の場所における放置自動車の防止	道路、公園等の公共の場所への自動車の放置の防止及び放置されている自動車の適正な処理を行います。	○			事業ごみ対策課
64	不法投棄監視パトロール	不法投棄多発地域の監視パトロールを行い、不法投棄を未然に防止するとともに、投棄物に対しては投棄者を特定して回収の指導等を行います。	○			事業ごみ対策課
65	住民基本台帳事務における支援措置	DVやストーカー行為等の被害者の方を保護するため、申出者(被害者等)の相手方からの所在確認を目的とした住民票の写しや戸籍附票の写しの交付請求を制限します。			○	地域政策課
66	熊本市地域公民館連絡協議会定期総会の開催支援	定期総会の開催により、地域拠点としての地域公民館組織の連携を図り、地域のつながり・団結力を高めていきます。	○			地域活動推進課

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
67	熊本市地域公民館連絡協議会館長研修会の開催支援	毎年テーマに沿った研究討議がおこなわれ、各地域の事例・課題が地域コミュニティの中に活かされ、活発な公民館活動や自主自立のまちづくりにつながります。	○			地域活動推進課
68	市民活動支援センター運営業務委託	中間支援組織として地域のボランティア等の活動やNPO法人への支援を推進する市民活動支援センター・あいぼーとの運営を委託します。		○	○	地域活動推進課
69	熊本市ボランティア活動保険	ボランティア活動等を安心して行うことができるように、熊本市ボランティア活動保険制度を設け、ボランティア活動中の事故の救済に備えます。		○	○	地域活動推進課
70	ボランティア活動にポイントを付与	マイナンバーカードと紐づけた「くまもとアプリ」を通じてポイント等のインセンティブを付与することにより、地域活動等への参加を「見える化」することで、地域活動の活性化を図ります。	○			地域活動推進課
71	町内自治会への熊本市防犯灯補助金交付	防犯灯を設置している町内自治会に対し、維持・管理費用を支援するため、補助金を交付します。	○			地域活動推進課 各区総務企画課
72	町内自治会への町内自治振興補助金交付	町内自治会が行う事業や運営を支援するため、補助金を交付します。	○			地域活動推進課
73	熊本市校区自治協議会運営支援補助金交付	校区自治協議会の運営等を支援するため、補助金を交付します。	○			地域活動推進課
74	校区自治協議会役員研修会の開催	校区自治協議会役員研修会を開催し、同協議会の運営力や課題解決力の向上を図ります。	○			地域活動推進課
75	指定管理契約	地域住民主体のまちづくり活動拠点施設として、「地域コミュニティセンター運営委員会」に管理運営を委託(指定管理による)し、地域住民が身近で使いやすい施設となるよう支援しています。	○			地域活動推進課
76	各種委託契約	施設設備の保守点検、機械警備、危険を伴う高所作業、清掃等について熊本市が直接執行し、安全な住民の利用につなげます。	○			地域活動推進課
77	防犯パトロールの実施	広報車による防犯パトロールを定期的の実施し、区民に啓発を行います。	○			各区総務企画課
78	河内・芳野校区の移動販売に伴う高齢者見守り活動	熊本市における買物困難地域での買物環境向上のための移動販売と併せて地域の高齢者の見守り活動を実施し、高齢者の生活支援及び介護予防の推進を図ります。	○			河内まちづくりセンター

No.	取組名	内 容	区 分			担当課
			防	再	犯	
79	地域及び中心街の街頭指導活動	地域及び関係機関との連携を強化し、街頭指導活動を行います。また、非行被害防止に関して健全育成懇談会や非行防止教室を開催し、啓発を行います。	○			地域教育推進課
80	国民健康保険の第三者行為(交通事故等)による傷病届の周知・啓発	第三者から受けた傷害の治療について、加入している保険者(熊本市)に届出を行うことで国民健康保険を使い治療を受けることができます。熊本市 HP への掲載や、被保険者への勧奨通知の送付などを通して適切に国民健康保険での治療を受けることができるよう周知・啓発に取り組んでいます。			○	国保年金課
81	放置自転車ゼロ作戦	放置自転車の解消のため、街頭や駐輪場等での指導と、放置自転車の移動保管業務を行います。	○			自転車利用促進課
82	防犯カメラ設置事業	駐輪場に防犯カメラを設置して、盗難防止と抑止を図ります。	○			自転車利用促進課
83	交通安全施設整備	カーブミラー、白線、ガードレール、道路照明灯の整備を行います。	○			道路保全課
84	空家対策事業	老朽空き家除却補助・空き家バンク・空き家管理事業者紹介制度など、総合的な空家等対策を推進していきます。	○			空家対策課
85	犯罪被害者等を対象とした、市営住宅の目的外使用	一般の市営住宅入居を阻害しない範囲で犯罪被害者に対して市営住宅を一時的に提供します。			○	市営住宅課
86	市営住宅の当選率優遇措置	市営住宅の定期募集において、犯罪被害者世帯や高齢者世帯、ひとり親世帯等に対して抽選券を2枚配布します。		○	○	市営住宅課
87	住宅確保要配慮者に対する支援	熊本市居住支援協議会を通して、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行います。		○	○	住宅政策課
88	熊本市工事競争入札参加資格における格付け	保護観察者の協力雇用主登録を行っている建設工事業者に対し、競争入札参加資格審査において評価項目として、市独自評価点の加点を行います。		○		工事契約課
89	退職者説明会における保護司の担い手についての広報	退職者説明会を活用した保護司に関する広報について、生活安全課からの実施依頼を許可しています。		○		労務厚生課

【分野別】自助・共助・公助の取り組み

1. 自助・共助・公助の定義

『自助』… 個人が主体的に行う取組。(地域活動への参加等)

『共助』… 複数の者が共働して行う取組。(地域や民間企業の取組等)

『公助』… 行政が行う取組。(行政サービス等)

2. 計画内の主な取り組み

防 犯

自助	○ボランティア活動への参加
	○出前講座や各校区の防犯協会における講話等への参加
	○消費者生活地域見守りサポーター養成講座への参加
共助	○防犯ボランティアによる定期的な青パトでのパトロールや見守りパトロールの実施
	○繁華街等安全安心パトロール指導員・客引き行為等対策巡回指導員によるパトロール
	○地域及び中心街の街頭指導活動
	○地域の見守り活動との連携
公助	○防犯のボランティア活動にポイントを付与する
	○出前講座や電話相談、各校区の防犯協会における講話や周知・啓発
	○消費者生活地域見守りサポーター養成講座の開催
	○市政だよりや市SNS、デジタルサイネージ等の媒体を活用した防犯に関する情報の発信
	○飲酒運転の根絶に向けた啓発情報の発信
	○市営駐輪場への防犯カメラ設置
	○校区・地区防犯協会への活動支援
	○地区防犯協会を通じた設置支援
	○熊本市防犯灯維持支援
	○商店街協同施設補助金
	○総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現
	○公園愛護会助成・熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金支援制度
	○「市政だより」や市ホームページ等での周知啓発
	○熊本県警察が実施する「電話で『お金』詐欺」被害防止対策の周知支援
	○小中学校防犯カメラの設置、こどもひなんの家のプレート設置
	○民間児童館内の防犯カメラ設置に係る補助金交付
	○配偶者等からの暴力・暴言等に関する相談、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等

再犯防止

自助	○ボランティア活動への参加
共助	○“社会を明るくする運動”熊本市推進委員会の構成団体の相互理解、情報共有、連携強化
	○矯正施設内などでの行政手続きの研修支援など
	○官民連携による孤独・孤立対策の推進
	○関連行事への参加協力やイベント等の後援などによる支援
公助	○“社会を明るくする運動”への身近な地域団体の参加の呼びかけ
	○熊本城天守閣のライトアップによる啓発や、LINE・動画などを活用した広報啓発
	○就労に関する支援
	○市営住宅等への入居支援
	○就労及び住居の確保などに関する支援
	○気軽に相談できる相談窓口や学習支援制度等
	○生活自立支援センター等の各種窓口
	○補助金交付や更生保護サポートセンター等の使用に関する支援
	○協力雇用主の活動支援
	○多様な業種の協力雇用主の登録に関する広報啓発への協力
	○保護司等の担い手確保のための周知啓発

犯罪被害者等支援

自助	○ボランティア活動への参加
共助	○啓発パネル展等の実施
	○事業者等への啓発
	○被害者団体活動への協力・支援
	○くまもと被害者支援センターへの支援
公助	○複数課にわたる各種手続きのワンストップ対応
	○実務担当者研修や人権研修会の実施
	○市営住宅のあっせん
	○住宅確保要配慮者等に対する支援
	○ホームページでの支援情報の提供
	○熊本市犯罪被害者等見舞金給付制度・転居費用助成金給付制度

関連条例

○犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例

平成18年6月22日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、本市において市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭わないこと並びに本市において犯罪を発生させないことを目指した取組を行うために必要な事項を定めることにより、本市における犯罪の防止及び再犯の防止等を図り、もって安全で安心なまち熊本市を実現することを目的とする。

(令5条例41・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者等 本市の区域内で事業を営む者又は活動するもの(第4条第3項第2号に規定する団体を含む。)をいう。
- (3) 安全安心まちづくり 市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭うことなく安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。
- (4) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (5) 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。
- (6) 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。
- (7) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び専修学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。
- (8) 児童生徒等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。
- (9) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(令5条例41・全改)

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するものとする。

- 2 安全安心まちづくりは、市、市民及び事業者等の多様な主体の協働により取り組むものとする。
- 3 安全安心まちづくりは、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう配慮して行うものとする。

(令5条例41・全改)

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、安全安心まちづくりに関する次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民及び事業者等に対して行う犯罪の防止及び再犯の防止等に関する意識の啓発
 - (2) 犯罪の防止及び再犯の防止等に関し市民又は事業者等が行う自主的な活動への助言その他の支援
 - (3) 市民及び事業者等との必要な協力体制の整備
 - (4) 安全安心まちづくりに資する生活環境の整備
 - (5) その他必要な施策
- 2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所及び繁華街等において、犯罪及びこれを誘発させる行為の防止並びに再犯の防止等に関する施策を重点的に実施するものとする。
- 3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 警察その他関係行政機関との連絡調整を緊密に行うこと。
 - (2) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体との連携を図ること。

(令5条例41・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する理解を深めること。
- (2) 防犯意識を持ち自らの安全を確保すること。
- (3) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。
- (4) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。

(令5条例41・一部改正)

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 事業を営む者にあつては、事業所内又はその周辺の地域における犯罪の防止を図るために必要な措置を講ずること。
- (2) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。
- (3) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体にあつては、同様の活動を行う他の団体

との連携を図ること。

(4) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。

(令5条例41・一部改正)

(推進計画)

第7条 市は、安全安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定めるものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

(令5条例41・旧第8条繰上)

(情報の提供等)

第8条 市は、学校等及び警察その他関係機関との連携を図りつつ、犯罪の防止及び再犯の防止等に関する必要な情報の提供及び広報啓発活動に努めるものとする。

(令5条例41・旧第9条繰上・一部改正)

(指導者の育成)

第9条 市は、市民及び事業者等の安全安心まちづくりに関する自主的な活動を支える指導者を育成するよう努めるものとする。

(令5条例41・旧第10条繰上・一部改正)

(児童生徒等の安全対策)

第10条 市は、学校等における児童生徒等の安全を確保するため、次に掲げる施策が推進されるよう努めるものとする。

(1) 市が設置した学校等における不審者の侵入その他事件等に迅速かつ的確に対応するための安全管理体制の整備を行うこと。

(2) 市が設置した学校等における敷地において環境整備を行うこと。

2 市は、児童生徒等の保護者、地域の市民及び事業者等並びに警察その他関係行政機関との協働により、通学路、公園、広場等の安全対策に努めるものとする。

3 市は、市以外の学校等設置管理者が前2項に準ずる施策を推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

4 市は、児童生徒等が犯罪に遭わないよう、安全に関する教育の充実その他の安全対策に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(令5条例41・旧第12条繰上・一部改正)

(児童生徒等の非行防止)

第11条 市は、学校等設置管理者、児童生徒等の保護者、地域の市民及び事業者等並びに警察その他関係行政機関との協働により、児童生徒等の健全育成を図るための啓発活動及び街頭での声かけを実施する等児童生徒等の非行防止に努めるものとする。

(令5条例41・旧第13条繰上・一部改正)

(高齢者、障害者等への安全対策等)

第12条 市は、高齢者、障害者その他特に安全確保上の配慮を要する者(以下この条において「高齢者等」という。)及び高齢者等の日常生活の支援に関わる者に対して、高齢者等が犯罪の被害者とならないための必要な知識及び情報を提供するよう努めるものとする。

(令5条例41・旧第14条繰上)

(安全安心パトロール)

第13条 市は、市民、事業者等及び警察との協働により、安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを効果的に実施するよう努めるものとする。

2 市民又は事業者等が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施するときは、市は、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(令5条例41・旧第15条繰上・一部改正)

(施設等の整備等に関する助言等)

第14条 市は、犯罪の防止に配慮した施設等の整備及び管理に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(令5条例41・追加)

(熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第15条 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な活動の推進を市民、事業者等及び警察その他関係行政機関と図るため、熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の委員は、30人以内とし、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(令5条例41・旧第19条繰上・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令5条例41・旧第20条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年9月27日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則〔生活安全課〕

平成18年9月29日

規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(平成18年条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第7号の規則で定める施設)

第2条 条例第2条第7号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認可外保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する業務を目的とする施設であって、法第35条第4項の認可を受けていない保育施設をいう。
- (2) 児童育成クラブ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。
- (3) 児童発達支援事業所等 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所(法に規定する児童福祉施設を除く。)をいう。
- (4) 前3号に掲げる施設のほか、幼児、児童、生徒及び学生の安全確保のため市長が特に 必要があると認める施設

(平23規則84・平24規則69・平26規則105・令5規則57・一部改正)

(熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会の組織)

第3条 条例第15条に規定する熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 市民
- (2) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体の代表者
- (3) 事業者団体の代表者
- (4) 教育関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(令5規則57・旧第7条繰上・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(令5規則57・旧第8条繰上)

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(令5規則57・旧第9条繰上)

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(令5規則57・旧第10条繰上)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(平23規則47・平24規則7・平27規則24・平28規則54・令2規則44・一部改正、令5規則57・旧第11条繰上)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令5規則57・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成23年5月23日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月13日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月19日規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第69号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第105号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第24号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第54号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第44号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月27日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則第2条第3号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

○熊本市犯罪被害者等支援条例

令和5年9月27日

条例第42号

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3）市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4）事業者 本市の区域内で犯罪被害者等を雇用する者その他の事業を営む者をいう。
- （5）民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- （6）関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- （7）二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- （8）再被害 犯罪被害者等が再び当該犯罪等の加害者から受ける犯罪等による被害をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、かつ、犯罪被害者等が社会から孤立することのないよう配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、二次被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、

市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員が必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（連携協力）

第6条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。

（犯罪被害者等の支援に関する計画）

第7条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(平成18年条例第38号)第7条に規定する計画において、犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

（個人情報の取扱いについての配慮）

第12条 市、市民、事業者及び関係機関等は、二次被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いについて特に配慮しなければならない。

（未成年者への配慮）

第13条 市は、犯罪被害者等が未成年者である場合における支援にあつては、その年齢及び発達の程度に応じて十分に配慮しなければならない。

（市民及び事業者の理解の増進）

第14条 市は、二次被害又は再被害が生ずること及び犯罪被害者等が地域社会から孤立することのないよう、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動、啓発活動その他の活動を行うものとする。

（民間支援団体の活動の促進）

第15条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に係る情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

（意見の反映）

第16条 市は、犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等の支援のための施策に反映させるよう努めるものとする。

（協議会への諮問）

第17条 市長は、第7条に規定する計画に犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を定める場合その他必要があると認める場合には、犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例第15条に規定する熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会に諮問することができる。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

No.	用 語	解 説
1	青色回転灯装備車	自主防犯パトロールにおいて使用する、青色回転灯を装備した車両。通称：青パト
2	客引き行為	通行する人の中から相手方を特定した上で、立ちふさがり、呼びかける等で通行を妨げ、客となるよう誘う行為
3	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと
4	犯罪被害者等	犯罪に遭われた方やそのご家族・ご遺族
5	被害者支援センター	犯罪被害者等に精神的ケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とする団体
6	刑法犯認知件数	警察等捜査機関が被害届などを受けて把握した、刑法犯の数
7	犯罪率	人口に対する犯罪の認知件数の割合
8	刑法犯	原則、刑法(明治40年法律第45号)に規定する罪
9	「電話で『お金』詐欺」	犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させる等の犯罪
10	情報リテラシー	情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと
11	再犯者	刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人
12	検挙人員	警察等の捜査機関が検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない
13	再犯者率	犯罪等により検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを計る指標

14	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中で再犯や再非行をせず健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの
15	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の総称
16	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。 刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は主として未決拘禁者を収容する施設
17	公共の衛生福祉に関する機関等	地方公共団体の福祉事務所、保健所、医療機関、精神保健福祉センター等の機関
18	保護観察所	法務省の地方支部局で、保護観察に付された犯罪をした人などが社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関
19	更生緊急保護	刑事施設からの満期釈放者など刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた者が、親族からの援助や医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合等、その人の申し出に基づいて食事や宿泊場所等の供与を更生保護施設に保護観察所が委託したり、生活指導・生活環境の調整等の措置を講ずるもの
20	更生保護施設	主に法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人によって運営されている施設。宿泊場所や食事の提供はもとより、実情等に応じて必要な指導や援助等を行い、再出発を支えている
21	自立準備ホーム	あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特徴を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託している
22	協力雇用主	保護観察所において登録し、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主
23	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

24	二次被害	周囲の心ない言動、誹謗中傷等によって被る精神的な苦痛や心身の不調等の被害など、直接的被害(一次被害)を受けたのちに発生する、新たな被害
25	デジタルサイネージ	ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を活用した情報発信システム
26	ゆっぴー安心メール	こどもたちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した犯罪等に関する情報を事前に会員登録された方の携帯電話・パソコンに配信するメール
27	防犯協会	犯罪の防止や治安の維持を目的とした活動団体
28	ドライブレコーダー	映像・音声などを記録する自動車用の車載装置
29	出前講座	市民の学習活動を支援するため、熊本市役所や国の機関、病院や大学、その他の団体などの職員を講師として派遣し、業務の取り組み等の話や説明をする制度
30	消費者センター	商品やサービスなど消費生活に関するトラブルについての相談窓口
31	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力
32	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、保護観察対象者等、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定める住宅の確保に特に配慮を必要とする人
33	熊本市居住支援協議会	熊本市にお住まいの高齢者、障がい者、子育て世帯等といった住宅の確保に課題を抱える方(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居を実現することを目的に、福祉・不動産の関係団体および行政が協働して必要な支援策の協議を行う組織
34	BBS会	非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体
35	保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に従事。無給
36	更生保護サポートセンター	保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点

37	ホンデリング	不要になった本の売却代金を寄付することでおこなう 犯罪被害者支援活動
38	犯罪被害者等早期援助団体	「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者 等が再び平穏な生活を営むことができるように支援 することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関 する事業を適正かつ確実に行うことができると認め られる営利を目的としない法人」であって、その事業 を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受け た団体



熊本市 文化市民局 市民生活部 生活安全課
TEL:096-328-2397 FAX:096-353-2501
E-mail:shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp